

議事日程（第 4 号）

平成29年12月19日 午前 9 時開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第86号 美方郡広域事務組合理約の変更について
- 日程第 3 議案第87号 新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第88号 新温泉町長の給与の減額に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第89号 新温泉町税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第90号 新温泉町但馬牛研修センター条例の制定について
- 日程第 7 議案第91号 新温泉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第92号 新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第93号 田井公園整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第94号 財産の取得について
- 日程第11 議案第96号 平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第 6 号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第86号 美方郡広域事務組合理約の変更について
- 日程第 3 議案第87号 新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第88号 新温泉町長の給与の減額に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第89号 新温泉町税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第90号 新温泉町但馬牛研修センター条例の制定について
- 日程第 7 議案第91号 新温泉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第92号 新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第93号 田井公園整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第94号 財産の取得について
- 日程第11 議案第96号 平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第 6 号）について

出席議員（16名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 池 田 宜 広君 | 2 番 太 田 昭 宏君 |
| 3 番 岩 本 修 作君 | 4 番 阪 本 晴 良君 |
| 5 番 森 田 善 幸君 | 6 番 中 井 次 郎君 |
| 7 番 重 本 静 男君 | 8 番 小 林 俊 之君 |

9番 谷 口 功君	10番 宮 本 泰 男君
11番 河 越 忠 志君	12番 浜 田 直 子君
13番 平 澤 剛 太君	14番 竹 内 敬一郎君
15番 中 村 茂君	16番 中 井 勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲 村 祐 子君 書記 中 井 勇 人君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	教育長	岡 田 耕 治君
温泉総合支所長	太 田 洋 二君	牧場公園園長	池 内 俊 久君
総務課長	西 村 大 介君	企画課長	井 上 弘君
税務課長	長谷阪 治君	町民課長	谷 田 善 明君
健康福祉課長	森 本 彰 人君	商工観光課長	岩 垣 廣 一君
農林水産課長	仲 村 秀 幸君	建設課長	田 中 雅 樹君
上下水道課長	松 岡 清 和君	町参事	土 江 克 彦君
浜坂病院事務長	吉 野 松 樹君	会計管理者	中 村 光 春君
こども教育課長	西 村 徹君	生涯教育課長	川 夏 晴 夫君
代表監査委員	川 崎 雅 洋君		

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第86回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われたので、その結果の報告、提出議案であります条例の制定及び改正、契約の締結などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

休会中には、それぞれの委員会におきまして課題及び懸案事項の御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会では、条例案6件、事件案3件、補正予算案1件につきまして御審議をお願いするところでございます。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

なお、新聞でも載っておりますが、早坂暁氏が亡くなっておられます。町といたしましては、弔意をあらわすため、町長もしくは教育長が葬儀に参列することを決めております。また、記帳台を湯村の観光協会前並びに夢千代館の前に設けております。

以上、報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第86回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る12月8日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略をいたします。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いいたします。

まず初めに、総務教育常任委員会が12月14日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

15番、中村茂君。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、総務教育常任委員会の報告をいたします。

12月14日、税務課、こども教育課、生涯教育課、企画課、総務課、議会事務局、6課の所管事務調査を行いました。各課共通して、報告事項の最初に現下の主な事務事業、課題なりの報告を受けました。進行の都合上、この報告に係る質疑は閉会中の委員会で行うこととして進行したところでございます。

最初に、税務課であります。報告事項は2件ありました。平成29年度町税等徴収実績についての報告を受けたところであります。特に大きな問題もなく、おおむね順調な徴収状況であります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。

協議事項は、今定例会に提出される議案第89号、一般会計補正予算6号及び7号の

3件でございました。協議事項で、議案第89号、税条例の一部改正は、軽自動車税の納期限を4月末から5月末に改正するものであります。既に県下41市町中38市町が変更しており、自動車税と同一の納期となります。納税の円滑化のためでもあり、委員会として異議なく了承いたしました。

一般会計補正予算6号、7号については、一括で協議した結果、いずれも異議なく、委員会として了承したところであります。各協議事項の詳細は、委員会資料を御清覧ください。

次に、こども教育課であります。報告事項は9件ありました。報告事項中、(7)浜坂認定こども園整備に係る経過報告で多くの質疑がありました。主な質疑としまして、現在地を含めて再検討なのか。これに対し、白紙ではない。全体で改めて住民の意見をとりたい。また、再検討のスケジュールはという質問に対して、早急に必要な委員を選任したい。スケジュールは早期に出すと、そういう回答でありました。また、トラブルの原因を除かなければ同じ状態になる。どう認識しているのかとの質問では、移転地域の住民配慮が欠けていた。最終候補地に至るまでの調査が不足していた。このような見解でありました。決定プロセスと今後の進め方に多くの意見があったところであります。

次に、いじめ防止基本方針の改定であります。本年3月に兵庫県いじめ防止基本方針が改定されたことに伴い、改定されるものであります。主な質疑で、今年度いじめの事案の発生は10件だが、小・中の内訳はどうなってるか。また重大事態はあったのか。小学校は1件、中学校は9件であったようであります。重大事態、命とか、長期の休校とかです。そういうことはなかったと、そういう状況であります。また、インターネット関連のいじめはあるのかということに対して、それと、スマホの保有状況についての質問がありました。今はインターネット関連のいじめは発生してない。またスマホ等保有は、27年度の調査で7割程度あったと。中3では9割台になるというようなことの状態なようであります。改めて調査してみたいということであります。報告事項の詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は、今定例会に提出される一般会計補正予算6号、7号の2件でありました。補正予算（第6号）において、浜坂中学の階段手すりの工事があるが、全体の設置はしないのかに対して、承知はしてるが、今回は歩行障がいのある生徒の対応のみで行うと、ということでありました。いずれも異議なしで、委員会として了承したところであります。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、生涯教育課であります。報告事項は5件ありました。生涯教育施設利用状況のうちで、浜坂先人記念館の利用者が6割台に減少している。原因と対策はということで、展示会等の内容の変化で減少した現実があると、対策は講じていきたいということでありました。また、体育施設で相撲場の利用が発生している、何か。前年がゼロであったところが発生しておりました。浜中のクラブ活動で活用されると、そういう現実であるようであります。事業実施報告書中で、駅伝競走大会のことですが、8回の開催となっ

ております。地域の部で浜坂地域が2チームのみ、コースを検討してはどうかという質問でありました。スポーツ推進委員会等で参加要請は進めていきたい。コースは現行でいきたいと、という回答を得られました。詳細は委員会資料をごらんください。

また、協議事項につきましては、一般会計補正予算6号、7号、2件でありました。いずれも委員会として異議なく了承をいたしました。

次に、企画課であります。報告事項は5件でありました。公共交通利用実績中で、利用が下がる中であって、町民バス、タクシーを含めて改善すべきであると。但馬空港の東京便の状況はどうだと、ということではありますが、公共交通全体で見直しを図りたい。東京便は継続して取り組んでいる、そういう内容でありました。ケーブルテレビの状況で、アナウンサーの顔出し放送を復活すべきという意見に対して、人の確保が難しいが、何とか対応したいと、そういう返答でありました。また、告知放送が大きく増加している原因は、に対して、地域集落での利用が伸びているという現実でありました。また、連携中枢都市圏の形成では、来年3月に連携協約議決を予定していると。連携事業の中に、9号線の温泉－岩美間の消雪改良を求めている。また、聴覚障害者センターの活用事業への本町の参加を求めたいと、そういう意見がありました。調査研究をするとの返答を受けたところであります。また、風力発電では想定区域が示されておりますが、発電機の設置場所は今後の調査結果によるということでもあります。事業着手は早くても3年後の予定ということでありました。それぞれ詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項につきましては、一般会計補正予算6号、7号、2件のみでありまして、いずれも委員会として異議なく了承いたしました。

次、総務課であります。報告事項は4件でありました。財政計画について、歳入で地方交付税の算定がえによる減少が33年まで続くということ、固定資産税は評価がえ時点で減少で算定している。また歳出では、病院へは毎年1億5,000万円を補助していくということ。当面は残土処分場や認定こども園の建設で投資的経費が膨らむ。基金も平成35年には10億を切る見込みであると。財政計画は毎年更新しておるが、非常に厳しい状況であると、そういう報告でありました。また、行政処分取り消し請求事件は、平成23年の住民監査請求、源泉徴収問題に端を発するものであります。平成29年9月9日、訴訟を受理しております。町として公文書不存在で対抗していきたいと。次回口頭弁論は本日、12月19日に行われます。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項につきましては、今定例会に提出される議案第87号、88号、第105号、106号、第107号及び一般会計補正予算6号、7号の7件と諮問4号を含め、8件でありました。

議案第87号は、待機児童ゼロを目指して、雇用保険等の一部改正により育児休業の期間が、延長という扱いですが、最大2歳までとなると。これに伴って、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。異議なく了承いたしました。

議案第88号は、町長の給与の減額に関する条例の制定であります。提案理由は議案

のとおりであります。当事者の気持ちを確認いたしました。議員として長年にわたって病院経営の改善にかかわってきたが、大きな改善もできず経営悪化が進んでしまった。病院の責任者であり、みずから律したい。また、現状を住民に周知するとともに、覚悟を持って健全運営に力を入れたいとのことであります。

質疑として、3割減の後の給料月額、また、副町長、教育長の給料は、また、県内でのランクはという質問に対して、現行、町長の給料は73万6,000円です。3割減にしますと51万5,200円、副町長は58万8,800円、教育長は53万3,600円で、町長が一番低い給料となると。現行では県内最下位のランクです。この3割減については、ほかには波及しないのかということに対しては、全く考えていないということでもあります。また、病院経営が改善されたら改正するののかに対しては、5割減も考えたが、他の影響も考慮し、3割としておると。任期中は戻さないということでもありました。また、給料は仕事、責任の対価である。病院改善には英知を持って大きな判断が必要であると。そのためにも減額には反対したいという意見に対して、就任後、県から厳しい指摘を直接受けた。町全体を左右する事態であり、覚悟を持って向かいたいという確認なりがとれたところであります。採決の結果、賛成多数で了承いたしました。

次に、議案第105号ですが、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、議案第106号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第107号は、職員の給与に関する条例の一部改正でありました。3議案とも人事院勧告に伴い改正されるものであります。今回の主な勧告では、俸給表の改定率0.2%と期末勤勉手当0.1月分の引き上げであります。異議なく了承いたしました。

また、一般会計補正予算6号、7号と諮問第4号、人権擁護委員の推薦の議案提案も、委員会として異議なく了承いたしました。各協議事項の詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、議会事務局であります。報告事項はありませんでした。協議事項は、一般会計補正予算6号、7号の2件でありました。いずれも委員会として異議なく了承したところであります。

また、閉会中の継続審査につきましては、議長に申し出ることといたしました。

以上、総務教育常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 総務教育常任委員長報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いをいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これをもって質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会が12月12日に開かれていますので、委員長から報告をお願いいたします。

3番、岩本委員長。

○産業建設常任委員会委員長（岩本 修作君） 産業建設常任委員会の報告をいたします。

12月12日に農林水産課、建設課、牧場公園課、商工観光課の4課の所管事務調査を行いました。

まず、農林水産課です。報告事項は11件ありました。まず、畜産クラスター事業について、簡単に今後のスケジュール等を報告いたします。29年12月に畜産クラスター計画を策定、30年3月に県に事業申請し、承認いたします。同30年4月から事業実施をするといった内容説明でございました。また、詳細については委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項は、今定例会に提出される議案第86号、第90号、一般会計補正予算（第6号）及び（第7号）の4件でした。議案第86号、美方郡広域事務組合規約の変更については、農業災害補償法の改正に伴い、共同処理する事務に農業経営収入保険事業が追加になったものです。これも委員会として了承いたしました。

議案第90号、新温泉町但馬牛研修センター条例の制定については、来年3月に完成する同施設の名称や使用対象者、使用料等を定めるものです。これも委員会として了承をいたしました。

次に、議案第96号、一般会計補正予算（第6号）及び議案第108号、一般会計補正予算（第7号）についても、いずれも委員会として了承をいたしました。

次に、建設課でございませう。報告事項は5件ありました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項は、今定例会に提出される議案第91号、第94号、一般会計補正予算（第6号）及び（第7号）、浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）及び（第4号）、温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）及び（第4号）の8件でございました。

議案第91号、町営住宅条例の一部改正については、委員会として了承いたしました。

議案第94号、財産の取得については、新残土処分場の建設のため用地を取得するものです。これも委員会として了承いたしました。

議案第96号、一般会計補正予算（第6号）についても、委員会として了承をいたしました。

議案第100号、浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第101号、温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）についても、いずれも委員会として了承をいたしました。

議案第108号、一般会計補正予算（第7号）については、公共土木施設災害復旧事業として、台風18号によるもの、河川が3件、道路が2件、台風21号によるもの、道路1件ということでした。

若干の質疑がありました。災害復旧事業はいつごろ着手するのかという質疑に対し、

2月から3月ごろには着手して、夏場までには終わらせたいという答弁でございました。これも委員会として了承をいたしました。

議案第111号、浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）、議案第112号、温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）についても、いずれも委員会として了承をいたしました。

次に、牧場公園課でございます。報告事項は7件ありました。

若干の質疑がありました。現在建設中の博物館の進捗状況はという質疑に対し、ビクターハウスはほぼ完了している。展示物はまだこれからという答弁でございました。

次に、2人いる地域おこし協力隊は、今後、但馬牛研修センターに入るのかという質疑に対し、1人は研修センターに入るが、もう1人は入る予定と、最終判断は本人に任せるという答弁でございました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項は、今定例会に提出される一般会計補正予算（第6号）及び（第7号）の2件でした。いずれも委員会として了承をいたしました。

次に、商工観光課でございます。報告事項は10件ありました。

広域観光連携事業について若干の質疑がありました。広域観光連携事業は、行政が中心になって取り組むのかという質疑に対し、行政が中心より民間企業が中心と考えているという答弁でございました。

次に、住宅宿泊事業法について簡単に経過等を報告いたします。住宅宿泊事業法公布は平成29年6月16日に公布で、施行は平成30年6月の予定です。住宅宿泊事業法の定義でございますが、旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に宿泊をさせる事業、宿泊させる日数が年間180日を超えてはいけないといった定義でございます。詳細については委員会資料を御清覧ください。

次に、協議事項は、今定例会に提出される一般会計補正予算（第6号）及び（第7号）の2件でした。いずれも委員会として了承いたしました。

次に、要望書が1件ございました。商工会に対する支援要望については、当局に対して適切な対応を要請するという事にいたしました。

次に、閉会中の継続審査ですが、引き続き議長に申し出ることいたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対し、協議事項について質疑があればお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。質疑はありません。これをもって質疑を終わります。

岩本委員長、御苦労さまでした。

次に、環境福祉常任委員会が12月13日に開かれております。委員長から報告をお願いいたします。

9番、谷口委員長。

○環境福祉常任委員会委員長（谷口 功君） 環境福祉常任委員会の報告をいたします。

12月13日、健康福祉課、町民課、上下水道課、公立浜坂病院の4課の所管事務調査を行いました。

健康福祉課であります。報告事項(1)、主な事務事業と課題から、(9)の平成29年度公立豊岡病院ドクターカー出動状況についてまで報告を受けました。総務委員長からも報告がありましたが、委員の皆様からは、共通して事業概要と各課の課題についてを一番議論をしたいという意向でありましたけれどもね、健康福祉課でいえば、資料の3ページから5ページであります。健康福祉課における課題というものを共通して、合併後の地方自治体が抱える根本問題ですね、財源と人員不足から、法定のサービス提供の体制整備がおくれているということについて議論をしたいということでありましたけれども、この課題については各課共通、任期を通じて議論をして解決を図らねばならないという重大な課題でありますので、この委員会で議論をしても、時間が幾らあっても足りないということになりますので、今後の議論ということをお願いをしております。したがって、それぞれ議論はありましたけれども、詳細は委員会資料をごらんいただきたいと思っております。

特に議論がありました点で、健康福祉課で、診療所の利用状況に関して費用対効果と利用実績等を考慮して、医師の移動による診療と患者の移動手段を講ずることなど、複眼的な検討を要する事業ではないかという議論がありました。

協議事項であります。議案第96号、平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）についての中では、民生費、社会福祉総務費の負担金、北但広域療育センター運営費等で常に定員を超える利用申し込みがあり、利用がままならない状態であると、本来療育は毎日必要であり、町内に必要な施設であるなどの議論がありました。

次に、議案第97号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第98号、平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第99号、新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第108号、平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）について、議案第109号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第110号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、以上7件とも異論なく、委員会として了承をいたしております。

次に、町民課であります。報告事項(1)の平成29年12月1日現在の人口統計についてから、(8)の高齢者等詐欺被害防止機器についてまで、詳細は委員会資料をごらんいただきたいわけですが、10月以降、家庭ごみのプラ製容器包装の分別状態がよくないと北但クリーンセンターから苦言が上がっている、改善のため町民への周知がなされているかとの問いに、今後、広報等を周知徹底したいという答弁がありました。また、町総

合防災訓練の浜坂地域の参加者が少ないのではないかとの問いに、参加呼びかけの強化など改善に努めたいとの答弁がありました。

協議事項です。議案第93号、田井公園整備工事請負変更契約の締結についてであります。田井のクリーンセンターの解体部分の外壁塗材の一部に石綿を含むものがあり、変更契約が必要となったものであります。この中で、単価設定のあり方、施工管理のあり方等、質疑がありました。結論的には、異議なく了承をいたしました。

議案第96号、平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）については、ごみ処理施設運営費の修繕費の内訳についての質疑が出されておりました。異議なく了承をいたしております。

議案第108号、新温泉町一般会計補正予算（第7号）については、異議なく了承をいたしております。

次に、上下水道課であります。報告事項、主な事務事業と課題から発注及び進捗状況についてまで、資料を御清覧いただきたいと思います。

協議事項、議案第102号、平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第103号、平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第113号、平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について、議案第114号、平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第115号、平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について、いずれも異議なく了承をいたしております。

最後に、公立浜坂病院であります。報告事項、主な事務事業と課題から病院事業についてまで、資料を御清覧いただきたいと思います。

協議事項で、議案第92号、新温泉町浜坂病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。浜坂病院の病棟に新たに地域包括ケア病床を設置するため、条例改正を必要とするものであります。現在、許可病床55床を6床減らし49床とするもので、22室のうち4室を地域包括ケア病床と変更するものであります。提案のとおり了承をいたしております。

議案第104号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第116号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について、いずれも異議なく了承をいたしております。

最後に、閉会中の所管事務調査の申し出を議長へ提出をすることを決めて終わりました。以上であります。

○議長（中井 勝君） 環境福祉常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） これをもって質疑を終わります。

谷口委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が12月8日に開かれております。委員長より報告をお願いいたします。

13番、平澤剛太君。

○議会広報調査特別委員会委員長（平澤 剛太君） 議会広報調査特別委員会について御報告いたします。

12月8日、今議会に関する議会だよりについて打ち合わせを行いました。今回は24ページ立てで検討をしております。今週中もしくは来週頭には原稿依頼を行う予定です。来年1月4日を締め切りとしていますので、よろしくお願いいたします。

一般質問の記事については800字から900字、写真1点、必ず見出しをつけていただきたい。また、本文中には小見出しをつけていただき、内容が端的にわかりやすいよう工夫をお願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（中井 勝君） 平澤委員長、ありがとうございました。

これで委員会報告を終わります。

日程第2 議案第86号

○議長（中井 勝君） 日程第2、議案第86号、美方郡広域事務組合規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、農業災害補償法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、農林水産課長に説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） それでは、議案第86号でございます。美方郡広域事務組合規約の変更について御説明いたします。

まず、議案内容でございますように、地方自治法の第286条第1項におきまして、一部事務組合は共同処理する事務を変更し、または規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めなければならないと定められております。したがって、このたび美方郡広域事務組合規約の一部を改正するに当たりまして、本町の議会議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、審議資料のほうの1ページをごらんいただきたいと思っております。組合規約の新旧対照表をそこに示しておりますが、第3条第1項第3号において、「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、さらに共同処理する事務に「農業経営収入保険事業」を加えるものでございます。このことは提案理由にご

ございますように、現行の農業災害補償法の一部を改正する法律が本年6月に成立したことに伴う改正内容でございますが、この一部改正の法令の趣旨といたしまして、現行の農業災害補償制度が、一つには自然災害による収入減が対象でありまして、価格低下等は対象となっていないということ、それと2つ目には、対象品目が限定的で農業経営全体をカバーしていないということ、このような農業経営の安定のためのセーフティーネットとして課題があったところでございますが、このような現行制度の課題を受けまして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として、このたび収入保険制度が創設されたということでございます。

また、農業災害補償制度につきましても、農業者の減少でありますとか、高齢化、保険ニーズの多様化等、時代の変化を踏まえて、農業者へのサービスの向上及び効率的な事務執行による農業者の負担軽減の観点から、見直しが行われております。

それでは、議案本文に戻っていただきまして、附則でございます。この規約は平成30年4月1日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 法律改正の内容がよくわからないんですが、今、課長の説明があったように、これまで限定的であった災害補償が本当に農家の経営実態に即した補償になるのかというところが一番の疑問なんです。今回の改定で結局、大規模事業者への適用が拡大をされて、小規模の経営体にとってはむしろ使い勝手が悪くなるということにならないのかというのが一番の疑問なんですが、改正の制度内容についてもう少しわかりやすい資料があれば、あるいは本当にこの地域の農家にとって有効なものになるのかどうかというところを中心にお願いします。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 先ほど申しましたように、このたびの改正内容につきましては、今の現行の災害補償制度が自然災害だけということでございますので、大規模、小規模限らずに、その他の、例えば自然災害以外で経営が、収入が減ったとか、そういうことは対象になってなかったわけでございますので、その課題を踏まえて、このたび収入保険制度というのが創設されたということでございます。現行の農業共済事業も当然そのまま残るわけでございますけども、それが例えば農作物共済でしたら、当然加入ということになっていたわけですが、それがこの収入保険制度ともう選択できるような格好で、任意の加入ということになりました。加えて、災害だけではなく、収入が減るといことはいろんな場面が想定されるわけですが、例えば農作業をするのにオペレーターを雇っていて、そのオペレーターが例えばけがをしたというような場合が原因で収入が減ったというような場合も対象になるわけですし、例えば倉庫に保管していた作物なんかを水浸しにしたというようなことでも対象になるというようなことも

ございます。

それとあわせて、品目が限定されているということが現行ではあるわけですが、いろんな、ほとんどの作物といいますか、そういうのが対象になるということで、新たにチャレンジする、そういった意欲のある方についてもメリットがあるということで、かなり経営に対する補償制度といいますか、そういうのの選択肢が広がったということでございますので、大規模だけが優遇されるということではなしに、小規模の方でもそういったいろんな自分の、どの保険制度に加入するかというようなことの、選べるということになりますし、大なり小なりそういった保険の補填を受けられるということですので、御理解をいただきたいと思います。

なお、詳しいことは、事業を実施します広域事務組合のほうで条例改正を行われるわけですが、ただ、この収入保険制度、新たに加わったものの概要がわからないということではいけませんので、本当に概要なんですけど、委員会資料としてつけさせていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 課長お答えいただいたように、限定的であった保険が拡大されると、いかにもいいことではあるわけですね。ところが保険ですから、適用範囲を広げれば保険料も自動的に上がっていくのではないかと。そうすると結局、零細農家ですね、保険料は上がるけれども、その保険から受けるメリットが本当に今以上にあるのかどうかということが一番の問題になると思うんです。ですから、私が大規模が優遇されるというのは、適用範囲が結局、そういうメリットは大規模経営をされる方でないに出てこないのではないかとと思われるんですね。ですから、本当にこの地域の経営実態に照らしてプラスとなるのかどうかというところが一番聞きたいんですが、制度そのものを私自身もよく理解しているわけではありませんので、本当にプラスになるということであるなら、了解だということでもあります。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 私どもの理解につきましては、少なくとも今以上、小規模の農家においてもメリットはあるというふうに思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようであります。質疑を終結します。

討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

日程第 3 議案第 87 号

○議長（中井 勝君） 日程第 3、議案第 87 号、新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明させます。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 議案 87 号の職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。今、町長が申し上げましたように、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行にあわせて、地方公務員の育児休業等に関する法律もあわせて改正をされましたので、所要の改正を行うものでございます。

審議資料の 12 ページをお開きいただきたいと思います。審議資料の 12 ページでございます。雇用保険法等の一部改正ということで、ほかにも複数の法律を一括して一部改正されております。その概要でございます。趣旨につきましては、一番最初に箱の中に書いてあります、就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るためということで、その下のほうにたくさんあるわけですが、一つ、育児休業に係る制度の見直しということとなっております。対象は、一般職の非常勤職員でございます。ポイントは、従来、最長延長しても 1 歳 6 カ月までが取得をできる年であったわけですが、これが 2 歳まで延長をされております。

3 番をごらんいただきましたら、育児休業に係る制度の見直しということで、(1)で、まず原則は 1 歳です。原則 1 歳までである育児休業をまず 6 カ月延長できるわけですが、延長しても保育所に入れない場合等に限り、さらに 6 カ月、要するに 2 歳まで再延長を可能にするというものでございます。

同じ審議資料の 2 ページをごらんいただきたいと思います。返っていただきまして、2 ページでございます。新旧対照表、左側、現行、右側が改正案ということで、アンダーライン、下線部分が改正部分でございます。最初の見出しが育児休業をすることができない職員ということで、第 2 条、法第 2 条第 1 項のということで、そこにその職員を定めております。(3)番、第 3 号でございますけども、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員は、見出しのとおりできない職員ということでございますので、逆に、次のいずれかに該当する非常勤職員は、できる職員をここではうたっております。見出しのほうはできない職員ですけど、今改正する部分では、できる職員を説明をさせ

ていただきます。

(イ)です。その養育する子ということで、そこに記載しておりますけども、2行目で、以下とありますけども、左側、現行案では2条の3第3号に限定されておりましたけども、この後で説明します、2条の4が新たに加わりましたので、ここではもう以下ということで、文言の改正になっております。その下に、新たに加わったもので、括弧書きで第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日までということで、これが新たに追加となりました。

次に、2条の3です。条例で定める日ということで、(1)、第1号です。ここでは原則で、まず1歳ということがここでうたわれております。(2)、第2号です。ここでは配偶者が育休をとっているケースで、ここは1歳2カ月までということになっております。

3ページが一番上の行に文言が1つ加わっております。第2条の4が加わりましたので、以下この条「及び次条」ということで、加えられております。

それから(3)、第3号です。これが省略されておりますけど、ここが1歳6カ月の文言でございます。1号が1歳、2号が1歳2カ月、3号で1歳6カ月という形で、ここで日が定められておまして、次に、第2条の4が新たに加えられたもので、ここが2歳までという意味の条文でございます。

一番最初のところにありますように、「法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6カ月から2歳に達する日までの子を養育するため」ということで、あとずっと書いてありますけども、一番その最後のほうで、「次の各号のいずれにも該当するときとする」ということで、まず(1)、第1号では、当該子についての非常勤職員がまず育児休業している、もしくはその配偶者が育児休業をしているということで、配偶者もしくは本人、どちらかが育児休業中である、取得中であるということが一つの条件になっております。

次に、(2)で第2号です。4ページをお開きいただきまして、特に必要と認められる場合として、規則で定める場合に該当する場合ということで、この規則で定める場合というのが、保育所の入所を申請してますけども、まだ入所ができない、もしくは養育を予定しておりました人の病気だとか、そういうことでどうしても養育ができないというような特別な事情がこの規則で定められております。

次の第2条の4は、第2条の5に1つ、第2条の4が加わりましたので繰り下がるものです。

それから、その次、第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情というのが、同じ同一の子で、育休を再度取得をする場合の特別な事情がそこに記載をいたしております。

(6)で、第6号ですけど、一番下のほうで、ここで具体的に出てまいります。下から2行目、「保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」ということが特別の事情となっております。

(7)番です。第2条の3の3号というのが1歳6カ月、これに新たに第2条の4の規定に該当することということで、ここで2歳の部分が加わっております。

それから、5ページです。今度は育児休業の期間の再度の延長です。先ほどは取得でしたけど、今度は再度の延長ができる特別な事情というのも同様に、下線部分を見ていただきましたら、後段のほうです、「保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」ということが特別の事情となっております。

第10条は、今度は育児短時間勤務というのが、育児のための勤務時間の短縮の措置があるわけですが、この特別の事情にも、(7)番のほうを見ていただきましたら同様に、「保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」ということで、これが加えられております。

6ページ以降は規則の改正でございます。7ページは新旧対照表です。それ以下、9ページが育児休業の承認の請求書の新旧対照表、少し字が小さいですけど、10ページは育児短時間勤務の関係、11ページが部分休業の関係でございます。

条例の本文に戻っていただきまして、最後、附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 9時54分休憩

午前10時10分再開

○議長（中井 勝君） 開会します。

日程第4 議案第88号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第88号、新温泉町長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成29年11月13日に就任した新温泉町長の給料月額を減額するため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 町長の給与の減額に関する条例ということで、いわゆる特例条例でございます。右側のほうの条例案を見ていただきまして、平成29年11月13日に就任した町長の給料月額、これを条例第3条の規定にかかわらず、30年1月1日以後、当該町長が在任する間、100分の30を乗じて得た額を減じて得た額とするというもので、附則として、施行日は30年1月1日から施行するものでございます。

ちなみに、今給料月額は、町長が現行73万6,000円でございます。これを減額後は51万5,200円になります。30%の額というのが22万800円ということで、これを減じた額、51万5,200円とするものでございます。参考までに、期末手当等も入れまして年間の総額を換算いたしますと、年間で約1,230万円でございますけども、総額が。これが860万に減額後はなります。減額額は約370万ということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 先ほど議長からも指摘があったんですけど、もう少し減額する理由、これについて具体的に述べていただきますように。

それから、町民にもお尋ねいたしましたけども、特別こういうことは望んでないと、要は、仕事をしていただいたらいいんですというような反応が返ってきたことを一応申し上げておきます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 就任した11月13日、県知事不在で、副知事にお会いした後、市町振興課の課長に御挨拶に参りました。冒頭から浜坂病院の現状について、総務省からアドバイザーを派遣したその詳しい内容について説明を受けました。実は、この3月に5億円を投入している、3年間で10億以上、このままいけば、町そのものの財政が破綻しますと、5年か6年もてばいいですよと、こういう大変厳しい指摘をいただきました。それに対して、議員の時代に賛成をしております。そういった立場から、一定のけじめが必要、さらに町長になれば、病院の最大の責任者、管理者であります。そういった立場も考えまして、減額を決意をいたしました。

○議長（中井 勝君） そのほか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） ちょっとお尋ねいたしますけれども、議員時代に賛成をしたということは、予算なりということだろうとは思いますが。これまでほかの議員さんみずっと賛成してきてこられたということの、その方々の立場はどういうふうに考えておられるのか。

もう一つ、今まで県からも派遣されて、職員が、来ておられて、そういうふうな今の経営状態にもなっておるといふふうな、言ったら申しわけないかもわからんけど、制度のひずみの中でこういうふうな経営状態になつると僕は思っておるんですけども、一方で、住民の方々がなかなか利用されていらっしやらないという現実もあるわけです。僕は、これから先はやっぱり何とか住民の方々にわかってもらえるような浜坂病院の経営というものを目指していかなければならんというふうに思います。そういった中では、やっぱり町長が減額するという意味が、これから住民の方と一生懸命接して、理解してもらって来てもらうと、トップセールスをしなければならんのに減額をするというのがちょっと僕には理解できませんけども、ちょっとその辺のところを教えてくださいませんか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） まさに減額をする理由は、決意を固めるというものであります。一定の自分の決意を減額によってあらわしていくと、病院の再生に向かって頑張っていくんだという、そういう決意が減額だというぐあいに思っております。企業会計の中で、一般の会社であれば経営責任というものをトップはとるといふのがルールでありますし、そういった立場として、管理者の立場については一定の、これまでの自分のやってきた行動に対してけじめをつけるということが大事だと思います。その上で病院の改善、魅力ある病院にどうしたらいいか、そういった点を力を入れてやっていきたいという決意であります。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 決意ということはわかりますけれども、これからのスケジュールを示すというのが僕はやっぱり一番先に住民に対して必要ではないかなというふうに思います。減額することで決意というふうにおっしゃられますけども、重要なのは、やっぱりこれから先どういう方向で経営を改善するかということが一番大切なことであって、そのことを先に示していただいて、それがどうなるかっていうことを前進させるために決意という、その減額ということがあってもいいとは思いますが、これから先どこに進むかわからん、どういうふうなやり方をする、スケジュールも何もなし中の決意というのは、ちょっと先が見えない部分で、その辺のところはどういうふうに考えておられるのかなという、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 総務省のアドバイザーの指摘にあったのは、まず事実を住民、

それから関係者に知っていただくことだということになっております。そういう意味で、何もせずに、普通の病院で今立ち上げてやるんだという立場と、今の浜坂病院の現状を見ると、そういう計画を前提としてやるという前に、まず現状を知っていただくというのは私は一番だと。そういう意味で、まず現状を知っていただくために管理者としてどうあるべきか、もうこれだけこういう厳しい状況がありますよということをまず知っていただく、その大前提が減額だというぐあいに考えております。

○議長（中井 勝君） 4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） そしたら、これまで一緒に病院を担ってこられた方々、そういう方々が研修制度がなくなって、浜坂病院の先生が13人おられたんがだんだんと減っていき、その中で赤字がふえてきたと、現実、現状があるわけですけども、そういう中で、これまで13人もおられた先生方がやめられることによって科も少なくなり、それから先生も当然少なくなってきたわけで、そういった中で、だんだんと住民の信頼がなくなってきたっていったらおかしいですけども、そういう中で受診される方が減ってきたというふうな現状だと僕は思っておるんですけども。ですので、その部分の改善というものが、職員も一生懸命やられたと思いますし、議員さんも皆さんそれぞれ、前任の方々も、町長も一生懸命頑張っておられたけれども、やっぱり制度の中でなかなかそういうふうに好転をしなかったということが僕は現状だと思いますけれども、どういうふうな形で町長はこれから先、改善をさせていくかというところをちょっと1点お伺いしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 病院の改善というのは町長だけでできるものではありません。まずそこを大前提として考えていただきたい。それから、この4年間、医師が4人から6人にふえました。一方で、これは外来ですけど、現状が103人ということで減っております。だから医師だけの問題ではないと、病院全体、町全体の意識、もちろん職員全体の意識含めて、全体の力の結果が今になってると。だから、もちろん国の制度が大きく変わる中で医師が大きく減少したということは当然あるわけです。しかし、そこを幾ら今嘆いてみてもどうしようもないと。今の現状の中で、じゃあどうやるべきか、まず危機感の共有、現実の認識、ここからスタートするということは私は一番だと。今すぐ町長に答えを出せ、管理者に答えを出せということは、私は今すぐ出るものではないというぐあいに思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 先ほど、今の町長の答弁で、すぐに結果は出るものではないという答弁でございました。当然そうでしょう。数字もすぐ出すべきものではないじゃないですか。ある一定の期間が経過した上で、やっぱりだめだなと、私の報酬カット、給与カットをせな、それで住民の皆さんにお示しをしようということなら、ある程

度の考えは私も持てるかなというふうに思います。経営者のトップであれば、トップの報酬をカットしていくのが民間の企業ならそれが本来だということもございました。ただ、先ほどから出ております、11月の13日就任、まだ1カ月じゃないですか、やるべきことを実行して、事務長であったり、参事であったり、全ての、他課の課長も含めて、横の連携をとり、どうにかならんかと、そういうことをした上での答えであれば、私はよかれというふうに思いますが、ただ、選挙公約の実行にすぎないのであれば、これはすべきでない。今までの結果を踏まえてということであるでしょうから、それは一度リセットすべきじゃないでしょうか、今は町長じゃないでしょうか。ちょっと答弁お願いします。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 借金、累積赤字はリセットできません。過去そういう流れの中で議員としてかかわってきました。ですから、今おっしゃることは、私ははっきり言ってちょっと論点が違うというぐあいに思っております。

○議長（中井 勝君） 1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 論点が違うと、どうもそれは私もおかしいじゃないかなというふうに思います。先ほど町長も議員時代のある一定の責任をとということを言われました。そういった上で町長になられたわけではないでしょうから、トップとしてすべきことをする、ある一定の期間がたったならば、私はある程度仕方がないのかなと、同じことを申し上げますが。その辺は切りかえなければならぬところじゃないでしょうか、立場が違うわけですから、それはそれとして。11月13日以降については、町の方向性をつけていく、トップなわけですから、30%というのが適正な数字なのか、50%が適正な数字なのか、その辺は私にはわかりませんが、今までの責任をとというようなことは今のその席では言うべきではないと、私は感じております。よりも、やはり先ほど申し上げましたが、事務長、参事、医師、看護師、全ての病院関係者も含む住民全体で、一度知っていただいて、私も含む数多くの声を出した上で、1年なり2年なりの一定の期間を過ぎてから、報酬カットに向かうならすべきだというふうに私は考えておりますが、再度ちょっと答弁お願いします。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 流れというか、過去があって今があるわけですね。過去を否定するようなことは私はできません。今からがスタートではないんです、過去からずっと今日に至ると。それを考えるとね、そういう今からのことだけで責任をとる必要はないという立場にはとてもなれないというのが基本的な考えです。

○議長（中井 勝君） そのほか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） ちょっと先ほどからの議論の中で、責任という言葉が出てきております。町長は議員時代の病院に対するかかわり方の責任という部分もおっし

ゃられておりました。責任ということを考えて場合に、今、我々は報酬いただいておりますし、町長は給与をいただいとるという、金額の部分でいいますと、それぞれの職責に応じた金額を頂戴しているのではないかなというふうに考えるわけであります。町長の職責、今、浜坂病院を中心にして話をされておりますけれども、私は町長の職責というのは非常に重たいと思っておりますし、殊、例えば町長選挙に立候補される方に関しても、そこに至る覚悟、町長の席というのは町民1万5,000人弱の命を預かる、そういう大きな責任を持った席だと思っております。そこに向かう覚悟を持って、当選されて今その席に座っていらっしゃる。つまり、町長の給与の金額というのは、命を預かる責任に対する金額であるというふうに私は理解しているんですけども、そんな中で、例えば30%を減額するとおっしゃられておるんですけども、せんだって私の一般質問の中でも、予算にはやはり根拠が必要だということをおっしゃられておりました。30%の根拠というものをお持ちなんですか、お伺いします。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 30%の根拠というのは、過去のこういった流れに対する自分の立場として3割が妥当ということで、組み立てて3割という計算ではありません、人件費がどうかね。そういう立場でなしに、あくまでも気持ちを整理するというところで、3割というぐあいしております。

それから、過去ずっと議員を続けておりますので、基本論としては、平澤議員のおっしゃることが基本としては正しいというぐあいに思っております。ただ、何度も言いますように、これまでの議員の立場として賛成してきたと、病院改善にもなかなか貢献できなかったということも含めて、反省の意味も含めているということでもあります。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 反省の意味も含めてということですけども、先ほど池田議員もおっしゃいましたが、やはりそれぞれの立場、それぞれの職責に応じてできることというのは変わってくると思います。町長が新しく今その席に座られましたけれども、まず、その席でとられるべき責任のとり方といたしましては、何はなくとも浜坂病院の経営を改善することに向かうと、それこそが町長としての責任のとり方ではないかというふうに考えるわけありますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） おっしゃるとおりであります。就任後、これまで、きのうも含めて病院に3回行ってまいりました。5日前にも病院の院長、先生、以下幹部の方に集まっただいて、現状の報告と私の考えと病院の職員の皆さん方の方向性、どうあるべきかというふうなところを話し合いをしてきております。そういうことで、おっしゃるとおり病院の見直し、改善が一番であります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私は、この提案に対して町長の決意のあらわれというふうに認識しております。先般行われました環境福祉常任委員会でも、病院の問題についての議論もいろいろありました。その中で私が特に感じたのは、住民の一人としてどんなふうに認識していくかということが病院の立て直しに絶対不可欠だというふうに感じています。そういった意味で、過去の議員時代の責任ということについては、私は余りそれについて重荷に思っていないんじゃないかなと思うんですけども、ただ、今発信しなければいけないという現実については本当に賛同します。私も議員としてではなく、一町民として浜坂病院を立て直していくことについていろんな活動をしていきたいなど、先般の委員会でも思った次第です。そういった意味で、今回、反省であったり、責任ということではなくて、私は発信が一番だと、そんなふうに認識したいと思います。町長のお考えもさらにお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 発信といいますか、病院のあり方を住民に知っていただくということは、病院改善の大前提だというぐあいに思っております。やはり病院のよさを訴えていくというふうなことも踏まえて、いろんな会議、例えば先日も近隣文化祭というのが浜坂地区でありました。そういった会でも訴えておりますけど、病院の利用をぜひ高めていただくように、利用していただくようお願いもしてきております。住民一人一人が病院の重要性を知っていただいて、少しでも利用していただくという、そういう運動を町長みずからといいますか、管理者みずからやっていく必要があると。これは職員の方も含めて、ぜひ全員、もちろん議員さんも含めてですけど、そういう視点で、危機意識の共有と同時に、病院の利用率アップ、改善につなげていきたいというのが、何ていいますか、30%減額の基本的なスタンスであります。

○議長（中井 勝君） そのほか。ありませんか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 幾ら聞いても町長の意図がつかめません。それで、3割カットの主な理由がやっぱり浜坂病院の状況だというふうに受けとめます。それで、一番町長が強調される一般会計からの繰り出しですね、特に3月の5億円、それからこの10年間で10億を超える繰り出しということについて、特に、この3月の5億というのはどういう理由で繰り出したのかということを経理課長にまずお尋ねをしたいと思います。

それから、同じように病院側として、もしこの5億円の繰り入れがなければ、浜坂病院はどういう状況になったのかということについてお答えをいただきたいと思っております。

それから、経営の内容について、一番、特に言われてきたのが病床利用率60%未満、それから職員給与費対医業収益比率が80%超だということを、市町振興課から指摘をされたと言われているこの問題ですね。それで、全国の平均の医師の給与、あるいは看

護師の給与というのを私調べてきました。浜坂病院の医師の平均給与月額、看護師の平均給与月額、これは大体幾らでしょうか。

それから、たくさん聞きたいことあるんですが、町長は但馬の公立病院のそういう経営実態について把握をされているのでしょうか。もちろん浜坂病院の経営実態についても把握をしていただいているかならないわけですが、そのあたり少しお尋ねをしたいんですが、決算統計資料を見てみました。損益計算書に関する調べ、それから医業収益に対する費用比率、それから財務分析に関する調べ等、見てみました。この中で幾つか気になることがあるわけですが、全て但馬の公立病院の中で特にこの間、我が町よりも恐ろしい勢いで経営悪化が進んでいる、余りよその病院のことを言うのよくないんですが、公立八鹿病院です。ここは、かつて全国的にもまれに見る、公立病院でありながら黒字経営をしていると、全国から注目を集めて、参事はよく御存じだと思うんですが、視察などにもたくさん議会の訪れているところでありました。その結果、もうかり過ぎて看護学校まで、八鹿病院組合は経営するところにも至ってありました。ところが、この間、内部留保資金90億円以上持っていたのが、平成27年度でマイナスの82億4,300万円ということになって、この内部留保資金を全部食い潰して、28年度には結局9億3,000万円しかこの内部留保資金が残らない、いわゆる純利益がそこにまで至ったということです。この28年、29年の単年度決算でいえばほぼ、この29年度は9億円ぐらいの赤字が出そうだと。だから、結局、内部留保資金全部食い潰してしまって、いよいよ大変な状況になっていくというのが八鹿病院です。

それから、その職員給与比率です。これは全部言ってみますと、我が浜坂病院がこの27年度の統計資料しかないんです。27年度でいえば82%だと、豊岡病院は50.8、日高医療センターは55.7、出石医療センター91.9、朝来梁瀬センターですね、123.7、朝来和田山センター71.9、八鹿病院が66.1、村岡病院が84.7と、香住は77.2というふうに、どこも高いんですよ、町長。我が町だけじゃないんです。朝来の梁瀬でいえば120、100%超えちゃってるというような厳しい状況なんです。

それから、自己資本構成比率、私、これ見て驚きました。我が町は何とマイナスの56.6%だ。全国平均は大体、27年度ですよ、29%という中で、我が町がマイナス56%。つまり、自己資本比率がマイナスになっちゃってる。普通、町長御存じのように、企業体であれば自己資金なしに企業を運営できるはずがないわけで、もっと自己資本を入れなければならないという統計が示してるんですよ。それなのに、この10年間で10億とか5億とか入れたぐらいではとっても追いつきません、マイナス56%ですよ。もっと入れなさいという数字じゃないんでしょうか。おおよそ企業体じゃないという状態になっちゃってます。

私が一番本当は議論したいのは、だから、何でこんなことになるのかと。一般質問でも議論しましたけど、どうしてこんなことになるのか。全国の公営企業体、特に病院は、自治体病院は同じように苦労してるんですよ。何でこんなことになっているのかと

いうことを私はまず町長に把握をしていただかなければ、何も言うことできないんじゃないか、何も動くことができないんじゃないかということが一番申し上げたいんです。

それで、ことしの5月に全国の自治体病院協議会、それから自治体病院開設者協議会という団体が、共同で政府に申し入れをしているんです。そこで、共通に述べられているのが、全国の自治体病院は地域医療の最後のとりでとして都市部からへき地に至るさまざまな地域において、行政機関、医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命としていますと。地域医療構想で、ちょっと中飛ばしています、全ての都道府県で作成され、医療制度改革が具体化、本格化しています。しかしながら、この改革が医療費抑制を強調する余り、患者中心の医療から離れたり、医療現場の気概を失わせたりするものであってはなりませんと注文つけなければならないほど、今の国の医療制度は悪化してるんですという要望書になってるんです。

だから、そういうことを把握して、本当に正確に浜坂病院の経営実態は、こういう医療環境の中からどういう状態にあるのかということのを正確に把握しなければ、次の、じゃあどうするの、町長は一人ではできないと。ですから、病院の関係者や住民や我々議員からもいろいろ議論をして、本当に浜坂病院の改善にこうすべきだということのを管理者である町長自身がつかまないう限り、誰もその大なたを振ることはできない。事務長や参事ではそれはできない。管理者である町長がしなければならぬ。まず、今一番町長がしなければならぬことは、そういう現状を正確に把握して、そしてその改善方針を示すことではないかと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 現状というのは、ほかの病院と比較というのは、私、ちょっと違うんじゃないかと。知っておくことは重要だと思います。ほかの病院だから、うちのどのこのこのという、そういう考え方は、僕は間違いだと思っております。

ですから、総務省の報告書にもあるように、まず事実を知っていただく。その中で具体的に、これまでの、なぜ累積が、さっきマイナス50と言われたんですけど、現状では約40億あるのか、そういう現状を酌んだこれまでの流れをやはり反省する。その上に立ってどうするかということで考えておりますし、現場、住民の意識、関係者の協力を、知恵を出していただいて、原状回復を少しでもやっていきたいというぐあいに思っておりますし、こういう論議ができること自体が、私は大きいいい方向に進んでいくんだというぐあいに思っております。いろんな御意見、本当に参考になりますし、そういった意見を生かして、病院の見直し、魅力ある病院に持っていきたいという思いであります。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 3月の補正の際の、私の答弁の概要でございます。一点は、今議員のほうからもお話がありましたように、公立の病院、多くの病院が経営に大変苦

しんでおります。その中で、資金不足比率20%というのが1つの危険ラインでございまして、これを超えると全国的にもワースト的なランキングにも載ってきますし、また自主再建が非常に難しい状況になります。そういった意味では、自主自立的な再建を、改革改善を行うためにもこの危険ラインの20%を切る必要があります。そういう形で、20%未満というようなラインを維持するというような一つのスタンスで、ここ何年間か来ておりますけども、平成27年度で、決算で19.3%という状況になっております。もう一方、病院のほうは新改革プラン、この平成29年度からスタートしております。平成27年度から新しい参事をお迎えして、いろんな医師の招聘、それからいろんなセミナー、いろんな取り組みをして、スタッフが一丸となって病院の再建に取り組んでいるのが現状でございます。

そういった状況を踏まえたところで、町の財政でございまして、合併当初、両町の基金を持ち寄っても約4億程度の基金であったわけですが、この間、基金の造成にも努めてまいりました、議員各位の御理解もいただきながら。まだ約20億ですが、県下の平均、それから近隣市町との平均を見ても不足はしておりますし、今後、合併特例の縮減や人口減、いろんなことを考えると十分ではないわけですが、合併当初の、当然4億に比べれば今20億ということで、一定の年度間の財源調整が何とか可能な状況でもございます。そういった状況も踏まえて、単なる20パーを切るだけでなく、一旦、資金不足を解消してゼロにして、リセットをして、病院の改革、改善に取り組みたいという、前の町長がそういう病院の維持、存続はもう方針決定されておりましたので、それなら今そのときであるという判断のもとで増額の補正をさせていただいたところでございます。これが、すぐに目に見える形にはなるかどうか分かりませんが、職員のモチベーション、また医師の確保やナースの確保、いろんなことにプラスに働くのではないかというような形の中で、今後のさらなる改革の推進のためにも補正をお願いをしたところでございます。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 今、総務課長のほうから御説明ありましたように、一般会計から補填をいただかないとどうなっていたかという御質問だったと思うんですけども、財政健全化法というのがありまして、20%がラインなんですけども、これを超えますと総務省のほうで全国に公開するわけですね。公開されるとどうなるかという、今ネット社会ですので、先生方も多分、恐らくそれを見られると思います。そうすると招聘にもものすごいハードルが高くなりまして、そんな、何ていうんですかね、基準を超えてるとか、赤字で潰れかかっているような病院にまず先生は来ていただけないだろうというふうに思っています。それと、看護師が、若い看護師が昨年から少し入っていただいたんですけども、そういった看護師もそういった病院にはまず来ないだろうということで、職員の確保がままならない状況になっていく。結果的に、どんどんどんどん職員が定年退職するわけですが、新しい職員、新しい医師が確保できないということは、当

然ながら倒産してしまうという状況になるかと思うんです。

そういった意味におきまして、基準率を20%以下にさせていただきたいというふうな思いがありまして、議員の皆様をお願いをしたわけでございます。私が着任した2年半前には、既にもう19%か18%、18か19ぐらいいってたんですけども、とりあえずそういったことのないようにしていきたいなということがありまして、お願いをしたわけでございます。

先ほど、繰り返しますけれども、そういった意味で公開されますと、非常に今、おられますけれども、マスコミも騒ぎますし、そういった意味で非常に負の連鎖が発生するんかなというふうなことで、病院がもう既に、1年もたたず倒産してしまうんだらうなということが予測されたわけでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） もう一つ、御質問の中で、医師、看護師の平均給与月額という御質問がありました。まず、医師のほうの平均給与月額、これ固定的な手当も含んでおる金額でございますが、医師の場合が119万1,797円、それから看護師につきましては37万8,394円ということでございます。参考までに、医師の平均年齢につきましては60歳11カ月、それから看護師については49歳一月というのが平均年齢でございます。

○議長（中井 勝君） 経営実態も質疑されてました。いいですか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 今、総務課長や参事からお答えいただいたように、浜坂病院の維持のためには、この5億円、一般会計からの繰り出し、あるいは過去の10億も含めて必然だということであります。現状維持する、あるいはこれ以上悪化させないというためには、それがなければ医師の招聘さえも弊害が出るということであります。

私は、町長によその病院と比較をして何とかしてくださいということが言いたいために事例を示したんじゃないです、町長。町長に、今の公立病院の置かれている実態を正確に把握してもらいたい、その中の浜坂病院がどういう原因でこれほどの単年度赤字を毎年毎年出しているのか、累積赤字を積み上げているのか、そのことを正確に把握してもらいたいと。だから、よその病院の事例を参考として示しただけです。ですから、町長おっしゃるように、比較してどうのこうのということが言いたいんじゃないよ、私は、当然。しかし、本当に町長が管理者として、これから改善するということを公約されてきたわけだから、どう改善するのかという方針を示そうと思えば、現状を正確に把握しない限り、なぜこんなに赤字が出るのかということ把握しない限り、改善策、方針が示せるはずがないではありませんか。私はそのことを言ってるんです。

ですから、今町長がすべきことは、その町長の決意を示すことではなくて、そんなことを言っている暇があったら、より正確に現状を一日も早く把握をして、正確な方針を示すことです。何よりもそれが大切ですよ。昼夜分かつず、私はそのことを町長が、本

当に給与を3割カットする決意があるなら、そんなことをやってる前に実行すべきだと、まずみずから。それが、私は管理職の皆さん、あるいは病院の職員の皆さん問わず、注目していると思いますよ。我々議員も、そして町民もそうですよ。先ほどどなたかが、下げることが町民が求めているということをおっしゃったけども、そのとおりだと思います。何よりも、私はこのように改善したいという方針を示すことですよ、町長。それなしに、どうだこうだなんて言うことは論外だと思うんですわ。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 病院の改善というのは当然ですし、論外というのこそ、私は論外だと思うんです。これまで、やはり議員としてそういう形を賛成してきた、必然かどうかは別として、病院経営に5億円も10億円も必要だったという前提があるわけですけど、じゃあ、そのままでもいいのかという、そういう現状に対するやはり危機感というもの、自分自身も含めてみんなに知っていただくということが大前提だと。どっちが正しいと、私は言えないと。どっちも正しいわけですね。私は給料月額減額も正しいと思っております。論外という言葉自体、私はちょっと論外であります。

そういうことで、町長、管理者が示せというのは、就任まだ1カ月ちょっとでありますから、できるだけそういう方向を持っていきたいという思いで、共通しております、思いは。そういうことで考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 町長という責任、管理者の責任の重さということを私は自覚をしてもらいたいということです。現状を正確に把握もしないのに、病院についてあれこれを述べるといことがどういう影響をもたらすかということをしっかり考えてもらいたいということでもあります。そういう意味での論外です。

それから、もう一つ、町長が心配をされている、そもそも総務省のアドバイザーが入った、その結果を兵庫県の市町振興課が手にして、それを町長に何か言ったと。それは地方自治法で、町長はどのような行為だというふうに考えてるんですか。地方自治法第245条で、国と地方自治体との関係ということを示している部分ですね。そこをよく捉えて、町長が就任の挨拶に行って、そんな法的な指導とかということではない、現状がこうだから十分頑張んなさいよという激励だと私は思うんですよ。そのアドバイザーが診断をした結果という、これはそっくりそのまま私は国に返したいと。こんな状態に地方自治体の病院が陥っているのに、あなた方は憲法25条に基づいて、一体何をしてるんだと。国が責任がとらないから、地方自治体と住民が苦しんでいるではないかという証拠文書ですよ、これ。国がサボっていますという証拠文書じゃないですか。そのまんま返したい、私は。だから、町長がこれに基づいて心配される必要な全くないと、むしろ本当に住民と一体になって、国が責任を持って自治体の病院の置かれている状況を解消しなさいと言うべきだと私は思いますが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 国と地方の関係は対等であります。これまでから、市町振興課、議員時代何回も行っておりますけど、県の職員さんも町も県も対等ですよというのは、これまでの答弁であります。

そういう意味も含めて、あくまでも総務省のアドバイザーの報告書ということで受け取ったという感じであります。ただ、それはうそではないと。そういう事実はあるということをしつちりと受けとめて、やはり病院のあり方を考えていくという、そういう考えで受け取っております。

病院の実態を知らないくせにと言われたんですけど、できるだけ谷口議員のおっしゃる勉強をしてやっていきたいというぐあいに思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

これで質疑を終わります。

討論ありますか。

それでは、これから討論に入ります。

まず、本案に対し、反対者の発言を許可します。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 新温泉町長の給与の減額に関する条例制定に反対討論をいたします。

提案の理由がもう一つ理解ができないわけですが、今議論がありましたように、病院の改善策を図らなければならないという問題意識は共有できたのではないかと思います。しかし、今、その決意を示すために町長はみずからの給与を3割カットするんだということをおっしゃるわけですが、私はそれをすることが本当に決意を示すことにはならないと。むしろ、その決意を示すことは、本当に今病院の病の原因を正確に把握をする。そして、その治療策、改善策はこうなんだということを自信を持って示すこと。その結果として、みずから示した方針がうまくいかない。そのときに初めてみずからを処分をするということではなければならないはずであります。このように、一般的に給与をカットするという考え方は、責任をカットするということにも結びついていくのではないかとさえ思えるわけです。先にみずからの責任を軽くしておいて、そして、住民の判断を仰ぐというようなやり方は私は適切ではないと。堂々と、みずから考えた方針を、もちろん皆さんと議論をして、これしかないという方策を示して、そしてその結果の責任をとるべきということを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私は、本案に対して賛成の意見を述べさせていただきます。

ただいまいろいろと議論があった中で、多少、私のニュアンスとは違う面はありますけれども、今、この町が置かれてる状況というのは大変厳しい状況にある。これは、全国の各地方自治体でも同じ状況があるかもしれません。しかし、同じ条件であればいいというものではないと思います。その中で、西村町長が一定の決意を示された。これは議員時代の責任とかいうふうには私は受け取りたくはありませんが、ただ3割がいいかどうか、これについても確信はありません。ただ、町民に対して発信する、今少なくとも病院の経営については厳しい状況がある。全体の中、人口減についても厳しい状況にある。これを発信するということについては、私は形は賛否両論だとは思いますが、しかし、何らかのきっかけは必要だと思います。そういった意味の中で、この決意されたことに対して、私はぜひ賛同して、この任期中に、この特例がもういいじゃないかと言われる形に持っていけるのがベストではないかと。失敗したから減額するのではなくて、成功したからもとに戻る、そういった西村町長のやったことに対して、みんなで応援してこの町がよくなる、その方向に持っていければ、そんなふうを考えます。罰ではなくて、これが発信となって、町長の答弁では任期中は戻さないというお話でしたけれども、逆に議員提案で戻そうじゃないかと言われる状況に持っていくことこそ、この町が改善に向かう方法ではないかと、そんなふうにあります。

以上、意見を終わります。

○議長（中井 勝君） そのほか討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） それではないようです。これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立少数。7名です。よって、本案は、否決されました。

日程第5 議案第89号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第89号、新温泉町税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、軽自動車税の納期を変更することにより納税の円滑化を図るため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、税務課長に説明させます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪 治君） 議案第89号、新温泉町税条例の一部改正についてという

ことで御提案をさせていただきます。説明の都合上、審議資料によりまして説明をさせていただきますたいと思います。審議資料の14ページ、15ページをお開きください。

まず、新温泉町税条例の一部改正の概要についてということで、まず1つ目に改正の趣旨ということで上げさせていただきます。軽自動車税の納期限を4月末から5月末に変更することにより、廃車等異動情報の的確な反映による適正な課税ができるようになります。それから、他市町の納期及び自動車税との納期限の違いが解消できる。それと、減免申請の期間を長くとれるようになること。このようなことなど、納税義務者の納税の円滑を図るため、所要の改正を行うということでございます。現在、軽自動車税の納期限は4月30日ということにしております。この後、説明をさせていただきますが、軽自動車税は4月1日現在の所有車に課税をされるということで、基準日から納期限までの期間が短く、納税者及び賦課事務に不都合が生じてきております。納期限を5月末に変更して、それらの不都合を解消いたしまして、住民サービスの向上に努めていきたいということでございます。

2の納期変更によるメリットということで、①から④まで上げさせていただきます。まず、①の廃車、譲渡等の通知のおくれによる課税誤りがなくなるということで、現状としまして、軽自動車税は毎年4月1日現在の所有車に課税され、本町では4月末を納期限としていると。しかし、例年3月は廃車・譲渡等の異動件数が多く、県外で廃車等を行った場合、この場合、町村会から賦課決定のもととなります、そこに書いてあります軽自動車税の異動申告書、これが届くんですが、これが届くのが遅くて、4月上旬に行う賦課決定事務に漏れが生じ、課税誤りが発生することがあるというふうなことがあります。そういうことがありますので、適正な課税を行うために、全国的に4月末から5月末に納期限を変更してるというふうなことがございます。次に、①の改正後、これが納期限を5月末にすることによりまして、賦課決定事務に余裕ができて、賦課期日（4月1日）における軽自動車の廃車・譲渡等の状況が適正に把握できて、適正な課税を行うことができるようになるということでございます。

次に、②でございます。納期等の間違った認識の解消ということで、現状としまして、自動車税の納期限は5月末でございます。軽自動車税の納期限も同じであるというふうに勘違いされる納税者がおられること。それと、近隣の多くの市町が納期限を5月末に変更しておりますので、町外の納税義務者の方が勘違いしている場合があるというふうなことがございます。

隣、15ページの一番下の参考のところを見ていただきますと、兵庫県内の41市町の軽自動車税の納期限は、もう38市町が5月末に変更しておりまして、4月末はもう3市町のみというふうなことになっております。ちなみに、但馬の各市町は5月末に変更済みということで、香美町は平成29年度、本年度から5月末に変更をしております。改正後は、自動車税及び近隣市町と納期限を同じにすることにより、納期限についての認識が高まり、滞納の減少が期待できるということでございます。

15ページの③でございます。納税証明書の速やかな発送というふうなことで、現状としまして、4月末納期限の場合は、口座振替を行った金融機関から納付通知書が役場に届くのが5月のゴールデンウィーク明けになるというふうなことがありまして、納税証明書を役場のほうが発送するんですが、その発行が遅くなるというふうなことがございます。改正後は、納付確認の時期が5月のゴールデンウィークと重ならなくなるということで、6月の初めになりますので、納税証明書の発行が速やかに行えるようになるというメリットがございます。

最後に、④でございます。減免申請期間の延長ということで、減免の対象となりますのは、身体及び精神に障がい有し歩行が困難な方、その方や、その方と生計を同じにされている方が所有する車両、そういうものが減免の対象ということになっております。現状としまして、現在の減免申請書の提出期限は4月末までとなっております。改正後は、納期限を変更することによりまして、申請期間が5月末まで1カ月間長くなりまして、余裕を持って申請ができるようになるということでございます。

納期を変更することによりまして、今説明させていただいたようなことが解消されて、住民サービスの向上につながるというふうに考えております。

次に、13ページを見ていただきまして、そこに新旧対照表をつけております。現行のほうを見ていただきますと、第83条の2項、ここでは納期が4月11日から同月30日までというのが現行でございます。それを改正案ということで、5月1日から同月31日までに改正をしたいということでございます。

それでは、議案のほうに戻っていただきまして、議案の本文でございます。附則を見ていただきたいというふうに思います。この条例は平成30年4月1日から施行するというので、平成30年度から実施をしていきたいということでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんか。ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略し採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 11 時 16 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じて、再開します。

日程第 6 議案第 90 号

○議長（中井 勝君） 日程第 6、議案第 90 号、新温泉町但馬牛研修センター条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、但馬牛研修センターの整備に伴い、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、農林水産課長に説明をさせます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） それでは、議案第 90 号、新温泉町但馬牛研修センター条例の制定について御説明いたします。まず、審議資料のほうから見ていただきたいんですが、20 ページをお開きいただきたいと思います。

ことしの 9 月の議会で、このセンターに係る建築工事の請負契約を御議決いただいたところでございますが、このたび、センター条例を上程するに当たりまして、改めて施設の配置図を添付しております。施設としましては、牛舎が 2 棟、それから堆肥舎、資材倉庫、管理棟がそれぞれ 1 棟と、採草放牧場 1 カ所となっております。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、御説明をさせていただきます。

第 1 条では、新温泉町で新たに但馬牛の生産に取り組もうとする者の実習用の施設として設置する旨を書いております。第 2 条では、名称を但馬牛研修センター中山ファームとし、位置は新温泉町湯 784 番地としております。第 3 条で、先ほど説明しました施設の内訳を別表で示しております。第 4 条におきましては、使用対象者について、新温泉町に居住し、但馬牛の生産を始めることで自営就農を目指す者とする。ここでは、全く知識も経験もなくってゼロからスタートするという意味ではございませんで、ある程度の知識と経験を有しており、みずから但馬牛の繁殖経営者となることを目指していますが、自己所有の牛舎がなくて、土地の確保や資金面の問題から自分ではすぐに牛舎を建設することが困難な人であるとか、あるいは畜産農家として自営就農するためにもう少し経験を積みたいという人を対象というふうに考えております。第 5 条では、使用の許可関係を書いております。1 項で町長の許可を必要とすること、2 項で必要に応じて条件を付すこと、3 項で許可しない場合を第 1 号から第 5 号にわたって上げております。公の秩序違反及び施設損傷などのおそれ、管理上の支障、暴力団関係等がございます。第 6 条では、使用を許可した後に取り消す場合を事例を挙げております。規

則違反、あるいは不正による許可、許可条件違反等でございます。それから、第7条につきましては、使用料について書いておりますが、建物及び機械などの使用料は無料といたします。ただし、使用に係る光熱水費ですとか、消耗品的な経費については、使用者の負担といたします。また、施設の修繕に係る経費負担につきましては、別途交わす使用契約の中で双方確認したいというふうに思っております。ここで、建物等の使用料を無料といたしますのは、本施設が新規参入用の施設でありまして、また自立経営ができない中でそれを目指す者をサポートしていく施設であること、それから後継者育成とか、移住定住、畜産振興を目的とする施設であることを考慮したためでございます。しかし、先ほど申しました光熱水費に加えて、実際に牛の飼料代ですとか、種つけ費ですとか、保険などの、牛の生産に係る費用は全て使用者負担といたします。第8条におきましては、使用をやめるときの原状回復義務としております。第9条では、使用者が施設、設備等を損傷し、また滅失した場合の損害賠償義務について書いております。第10条では、条例の施行に関する必要事項の委任条文というふうになっております。

それでは、続きまして、ただいまの条例第10条に基づく条例の施行規則について、審議資料をまた見ていただきまして、16ページにつけておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。新温泉町但馬牛研修センター条例施行規則でございます。この規則では、使用許可申請及び許可手続と許可取り消しに係る手続を、様式とあわせて示しております。第1条に趣旨、それから、第2条には、第1項で使用許可申請書に飼養計画を添付すること、2項で使用期間を5年以内というふうにしてありますが、ただし書きで、その期間では自営就農ができない場合は、さらに3年以内で延長申請することができるというふうにしております。3項では、許可書を交付する旨を書いております。ここで、この5年という考え方でございますが、本施設があくまで自営就農に向けた研修機関であること、それから5年以内に経営主として独立できるような計画を立てる者を対象として考えているためでございます。しかし、その計画に基づいて自営に向けて牛を飼育管理していても、どうしても予期しない事故や病気等が発生することもあり、また出産に関しても計画どおりとならないというような場合も考えられますので、そういった事態を勘案して、最長8年までの延長期間を設定しておるものでございます。また、この施設整備に係る交付金の事業採択の関係上、本施設の位置づけが一定期間活用していただいて、活用後は畜主として新たな牛舎の建築など、自立した畜産経営とつなげる循環型の施設とすることで事業採択されているということもございます。したがって、国へ申請している計画内容から余り逸脱することができないということもあります。次に、第3条におきましては、条例第6条に基づき許可を取り消す場合に、その取り消しを通知するとしております。第4条では、研修センターで事故が発生したときの報告義務を書いております。第5条は、この規則以外に必要な事項は別で定めるとしてあります。

なお、附則で施行を平成30年の4月1日としておりますが、研修センターの使用に

係る申請などの準備行為につきましては、それ以前でもこの規則の例により行うことができるとしております。

また、17ページに使用許可申請書、それから18ページに使用許可書、19ページは使用許可取消通知書と、各様式をつけております。

それでは、たびたび申しわけございません、再度、条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。規則と同様に、施行期日を平成30年の4月1日としておりますが、準備行為は条例施行日、期日前でもできるとしております。したがって、実際の使用は施行日以降となりますが、申請でありますとか許可などはそれ以前でもできるということでございます。

この研修センターの運営に関しまして、今後、課題が見つければそれに対応しながら、畜産振興でありますとか、但馬牛の増頭、それからPR、新規就農支援、特産物の振興、また移住定住、交流人口の増加、新温泉町のPR、それら関連するほかの事業との相乗効果を含めて、事業効果が発揮できることを目指しますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

2番、太田昭宏君。

○議員（2番 太田 昭宏君） 今、条例の第4条に研修センターを使用することができる者ということで、説明の中に、知識、経験を有する者というふうにありましたが、全くの素人ではないということで、使用する方が。ただ、いろいろ想定外の事態も生じるでしょうし、この支援体制がどういうふうになっているかというのをちょっと教えてください。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 御指摘のように、畜産経営を目指しながら、その意欲を持って入られる方を想定しておるわけですが、実際に経営しているわけではないので、いろんな、確かに支援体制というものが必要だというふうに思っております。この事業を計画するに当たって、いろんな関係機関の方々の御意見も伺いながら計画を進めておるわけですが、例えば県の農業改良普及センターですとか、農協、それから家畜保健衛生所ですとか、当然、牧場公園ですとか、あと、それに加えて畜産の経営の経験のある方、それらをいろんな角度からかかわっていただいて、研修プログラムというものを考えたいなと思っております。それら関係機関の方々にも協力をお願いしているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） この施設を建設、運営していくに当たって、最終的に町の負担がどれぐらいかかるのかについてお聞きしたいと思います。それは、使用料が無

料だということの中で、今後、畜産振興ということが目的であるにしても、最終的に町の負担としてはどういうふうに運営されるのかなということが知りたいということ。

それとあわせて、新規の就農というような意味合いの中で、ずっと新規の方が続くかどうかについての見通しを持っておられるかどうかというのが、2点目。

それとあわせて、4条の新温泉町に住居を有しとこの条件の中で、途中で例えば何らかの理由で転出しなければいけない、ここは続けたいけども転出しなければならぬような事情が、ちょっと想定はできないんですけども、起こるとしたときに、もう即座に退去しなきゃいけないのか、そのあたりについてもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 御質問の趣旨といたしますのが、この施設を整備した後の分だというふうに理解しますが、それでよろしかったでしょうか。先ほど申し上げましたように、施設の運営に関しては使用料は取らない、あと電気代ですとかそういったもの、水道とかそういったものの費用は、その年度ごとに必要となる経費は組んでいきたいなと思っておりますが、総額幾らというのはちょっと今手元にはないわけですけど、この施設を整備するに当たって、地方創生の拠点整備交付金事業ということで、約2分の1の費用が国のほうから支援をされます。その残りは合併特例債ということで考えておりますので、整備に当たっては町の負担というのがかなり軽減されるということでございます。

その運営に係る費用については、先ほどの施設の電気代ですとか水道代ですので、そんなにたくさんの費用を必要とするということは想定はしておりません。ただ、施設が当然古くなってくれば、修繕とかそういうのが必要となってくるということが考えられますので、そういったときには応分の、町の責任において大きな改修などは負担していく必要があるかなと思います。

それと、今後、新規の方が続くのかということですが、この施設自体が大変珍しい施設といたしますか、余り全国でも例がないというような施設でございます。これまで、計画が上がってからたくさんのメディアに取り上げていただいております、そういったことで、それを新規就農、牛の生産というものに興味を持たれる方についてはさらにPRが必要ということですが、新規就農者が続くようにPRを続けていくべきだというふうに思っております。当初、最初のときは、今現在は地域おこし協力隊の方が第1号として入られるという予定になっておりますけど、その後におきましても、農業大学校ですとか、農業高校ですとか、畜産の経営を目指す方、それらの方に広くPRをしていきたいというふうに思っております。

それから、町内の住所を有しということで、条件的につけておりますけど、今御質問のあるように、途中で何らかの理由でよそに転出しなければいけないというような場合は余り想定はしてなくて、そのときにはこの経営自体も施設から出ていかなければいけ

ないかということは、またそのときに改めて相談といいますか、検討させていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） ただいまの町の負担について質問させていただいたのは、運営を含めてなんですけども、当初の投資という部分、半分が補助で、半分については合併特例債ということですけども、最終的に町の負担が出てくるということ。それとあわせて、今、答弁にも加えていただいたんですけども、維持管理について、修繕とか費用がかかってくることはあるだろうということを想定しておられると思うんですけども、その中で、これはこういった営農についてでなくても、いろんな形でいろんな補助メニューによっていろんな事業を町がやっていくときに、わずかな部分の町の負担を、要は利用者が負担するような形をとれば、最終的に町の負担がふえないで事業が展開するという形にもつながろうかなと思うわけですね。その中で、例えば今回、ここを利用して、この町内で本当は、例えば就農したかったけども、場所がなくて町外でということも実際にはあり得ると思うんですね。それはそれで、この地域全体としてはプラスかもしれないけども、町の支出した施設を利用して、無料で町外で開業して、ハッピーではあるんですけども、町の負担としてはどうなのかなという面を含めたときに、町の負担がふえない形の運営というのも想定するという必要もあるのではないかなと思いますので、そのあたりについても御見解を聞かせてもらえたらと思います。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 確かに、必ず町内で、例えば畜舎を建てて、そういう経営を始めるという方ばかりではないかもわからないですけども、考えておりますのは、できる限り町内で定住していただいて、町内にそういった新しい土地も求めて、経営を独立するというような方を考えております。

それで、但馬牛、町としても力を入れて畜産振興というふうに進めておるわけですけども、それに対する町の負担、幾らかの負担は当然必要だろうというふうに思っております。いろんな畜産振興の中で補助制度はあるわけですけど、そういった補助制度も絡めて町のPRにもなりますし、説明にもさせていただいたんですが、一定期間は少なくとも研修期間は町の住民として定住するということでございますし、さらに引き続いて定住をしていただくと、研修後も町内に住んでいただくと。移住定住促進という面からも一つの施策として幾らかの負担も当然発生するわけですけど、町のPRということにもなろうかと思っております。以前にも申し上げたんですけど、そういったここに入られる方、新規就農の方が来るということは、それ自体が大きな町のPRということにもなりますし、その関係する方々、それとの人事交流と、交流人口の増加ということにもなろうかと思っておりますので、その辺で幾らかの町の経費も必要とはなりますけども、それらは町の畜産振興を含めて、全体の町のPRということで負担すべきだというふうな考えでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） とてもいい計画だろうと思います。その中で、町内で就農するというのが、そこに結びつけばまさしく目指してあるとこだらうなというふうに思いますので、そういった例えば町外からこの施設を使うように転入していただいた方等に対して、全ての面でバックアップできる、お金を使いなさいということではなくて、土地についてのあっせんであったり、そういったものを含めて、また新たに入られる方ですから、地域住民の方々との仲立ちとか、そういったものについてもフォローしてあげる必要があろうかなと思いますので、分担が違うとか、担当じゃないみたいな形ではなくて、町を挙げて支援していただけたらと思いますので、そのあたりも今後御検討よろしくをお願いします。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 御指摘のとおりだというふうに思いますし、町外の方がこの新温泉町に定住できるようになるには、やはり地域の、言い方はどうかかわらないですけど、包容力といいますか、それが必要だというふうに思っております。地域全体でその方々を受け入れるというような姿勢が大事ですし、当然、その意識も必要だというふうに思っておりますので、この畜産関係だけではなしに、その人が住居を構えられる地域も含めてですけど、町全体でその人をバックアップするような体制で進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） ちょっとたくさんありますので、よろしくお願いたします。

まず、条例の部分で、1条、それから4条、「新たに」という部分があります、「新たに」というのはどういうことかなということ。要は、後継者とかそういう方というのは新たなのかどうか、その辺の見解を示してほしい。

それから、自営就農、第4条ですが、自営就農というのは、専業農家とはまた違う、兼業農家であってもええというふうなことで捉えたらええんでしょうか。

それから、私はこの施設の建設のときに一番環境を大事にしてほしいなということをお願いした。環境で、特に臭気とか、そういうのは力いっぱい配慮してほしい。だから、そういうのにおける条文の中に、望みとしては、やっぱり環境対策とかそういう部分の条文が欲しいなという気がしました。良好な環境保持に努めることを大前提として、定期的にやっぱり報告をするよと。そんなことでこの条例を補完してほしいなと。運営だけじゃないということ、すなわち。

それから、生産物、牛ですね、牛のやっぱり安全っていうこと第一ですから、そういう部分では入場制限、ここの道路は園内道路ですから、町道とは違う園内道路でしたね。だから、ある部分では施設の状況によっては制限ができる、町道じゃありませんから。だから、そういうことも、環境対策の、どういったらええんだらう、部分でやっぱり明記が必要ではないかと、そういう気を持ちました。

それから、附則の部分で準備行為が出ております。施設の建設の工期が3月23日であったと思います。そういう中で、確かに想定としては協力隊の方をとということと言われてましたから、でもこれは協力隊オンリーじゃなくて、もっと広い中で当然募集というか、施設ができました、使いませんかということは全国公募するわけですからね。そういう部分ではどういうふうな時期に、どういうふうな募集なりをしていくのかなと。その想定はいつからかなと、工期を考えた中での想定はいつからかな。

それから、別表に施設があります。建設段階から、水道、水ということ結構質問というか、意見がされてきたと思います。人間の飲む水と、それから牛に使う水、これについてはどんな供給体制になるのかなと。もしくは、牛については、例えば別の水の供給なりを求めるようであれば、供給設備なりの明記が必要ではないかと、施設、設備というようなことがちょっと気になるところであります。

園内道路については、さっき言いましたね、規制するかどうか。

それから、施行規則の部分で、申し込みからかけて、棟単位ということが前提にあるようですね。ただ、この表中の中に、但馬牛の飼育頭数、現在何頭、これは多分、1年更新じゃないと思いますから、でも、大体5年ぐらいのスパンで許可申請が出てくると思います。そういう中で、最終的にどれぐらいの規模ぐらいにしたいなど。だから、期間満了時の、要は予定頭数というか、そういうことも書いてくれたほうがよくわかる、その人のやりたいことがね。申請期間の飼養計画を添付せえって。まあ5年間の飼養計画を、増頭を含めて飼養計画を出せっていうのはちょっと難しいと違うかなと。いや、プロだったらすぐできるよだったらいいんですけど、この飼養計画の出し方が、5年間をもつての飼養計画なのかどうかということもちょっと確認をしておきます。ですから、先ほど申し上げた将来的な頭数とこの飼養計画が、ある分では関連しますから、そこまですべてを考えたの要は飼養計画書の提出ということをやっているかどうかということ。

それから、例えば16頭ですかね、16頭でその5年間、徐々にふやしますけど、最低10頭以下ですよといったような場合、ずっとあきがあるわけですよ。そういう場合に、棟的に言ったら2棟しかありませんから、通常は2件が最大という気がするんですけど、例えば本当に、8頭、8頭とかね、1棟の中で分けて使えることが想定されるんですが、もうあいとってもとにかくその人が使ったら5年間はその1棟をずっと貸していくということになるかどうかと。

それから、飼養計画ということをやられました。飼養計画についての記述、例えば施行規則の中に契約を交わすとか、そんなことって必要ないのかなという気がしました。特に、条例じゃなくて施行規則ですからね。そういう分ではそういうことがあってもいいのではないかと気がしましたね。

それから、事業の大もとになるんですけど、今回の産建委員会の資料を見たときに、委員会資料9ページ、畜産クラスター事業が出ております。この中で、2人の増棟というか規模拡大というか、そういう方の名前と、もう一つ新温泉町で牛舎、堆肥舎、丹土

地区内があります。もともとこの事業は、私は丹土のほうにしたほうがいいよ、牧場公園の近くにしたほうがいいよということを申し上げたと思うんですが。ここで、クラスター事業で新温泉町として牛舎を建て、多分増棟ですよ、堆肥舎を整備しという、一方でそういう動きがあり、で、なおかつ、今進んでこの研修センターがある。何でこれを一つに整理してやれなかったのかなと。多分、従来から進めておる丹土の牛のアパートということですから、そのいろんな指導体制含めて、丹土のこの想定されてるこの施設でそういうことをするほうが、もうこれから事業の心配ないと僕は思うんですよ、指導体制から、牧場公園の中だし、1つのね。そういうことからいって、さかのぼるのから言いたくないんですけど、その分、だから、この施設はちゃんとせんといけんし、絶対人に迷惑かけたらあかんしということでもたくさん申しました。これはとにかく事業を、明確に完成というか100%運営してほしいということもあって多く申しました。

かつて課長は、挑戦という言葉を使ってこの事業を説明しましたので、確固たる運営なりができるように、答弁を求めたいと思います。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩をします。12時回りましたので、昼食休憩の後、午後から答弁をお願いします。午後は1時から。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（中井 勝君） それでは、昼食休憩を閉じて、会議を再開します。

仲村農林水産課長より答弁をお願いします。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） たくさん質問をいただきました。

最初に、後継者についてはどうだということですが、この事業、特に町内外から新たに参入される方ということで考えておりました、その中には町内の方はいけんというような考え方はないわけです。ですので、後継者であっても親のほうと別で、自立してみずからが経営するということもあろうかと思っておりますので、後継者においてもこの施設を使用するということは可能でございます。ただ、自営就農ということで、牛とか主要な機械とか、そういったものは自分の名義であるとか、または借りているような状況、それと子牛なんかはみずからの名義で出荷取引をするということ、それと経営の面についても、自分の名義の通帳なんかで一応管理するというのが自営をしているというような考え方になろうかなというふうに思っております。

兼業でも可能なのかということなんですが、当然に、兼業でも特にいけないということは考えておりません。畜産経営の場合は、最初に種つけしてから子牛を出荷するまでが2年ほどは収入が全然ないような状態になりますので、そういったことも踏まえて、その間は幾らかのほかの、例えばアルバイトとかそういうことも考えられるのかなというふうに思っております。特に専業ということでこだわるものではございません。

それと、環境に対する、臭気に対する配慮を条例の中に盛り込むべきではないかとい

う御意見だというふうに理解しますが、例えば第5条にも規定しておりますが、はっきりとは書いておりませんが、管理上支障があると認められる場合というようなことも、一部、そういった環境に配慮が必要だということの意味でございます。特に施設に関しては、臭気が漏れないような格好で巻き上げカーテンを設置するとか、そういった対策もしておりますし、堆肥舎においては、例えば切り返しなんかを頻繁に行うことによって水分を飛ばすと、水分をできる限り少なくするようになれば臭気も下がるというようなことがございますので、そういったところも配慮していきたいというふうに思っております。

それと、牛の安全といいますか、入場制限をするのかというようなことでございますが、当然にいろんな感染の関係が心配されるわけですので、飼養衛生管理区域というようなものを設定をして、そこからは自由に出入りができんような格好で管理をするというようなことを考えております。

それと、あと附則で、協力隊以外の方も当然に募集されるというような場合も考えられますが、どういった募集の方法かということでございますが、現在、募集要項をつくっております。それをもって、一つにはホームページで掲載させていただいたり、募集したり、例えば県内の関係の学生、農業大学、農業高校、そういったものにもPRもしていきたいなというふうに思っております。

それと、水の確保の関係でございますが、牛と人も、人間もそこで飼育するわけですが、基本的には町水道を利用するというところで考えております。

それと、棟単位の使用ということで御質問があったというふうに思いますが、基本的に最大4人というふうな考えでおります。1棟を2人が使用して、最大4人というふうな考え方でおります。

それと、期間満了時の頭数、飼養計画も絡むわけですが、それをどのように考えているかということですが、最初は2頭で考えておまして、5年間たった時点で大体10頭前後というような1つのパターンを想定しております。そのうちに、3年目からは子牛を出荷していくというようなことで考えておまして、そのあたりから、新たな自分の牛舎の建設だったり、そういうものを考えていくためにクラスター事業の関係を検討していただくこと、それから認定新規就農者になること、そういったものを考えていっていただいて、自立に向けて、ずっとその飼養計画といいますか、プログラムに沿って努力していただくということを考えております。当然、飼養計画というのは、5年間分を最初に出していただくわけですが、その前段では農業改良普及センターですとか、そういったところの就農相談、そういったものも活用していただきながら、相談しながらつくっていただくということを考えております。

それと、クラスター事業の関係の質問があったと思います。もともと丹土にこういった施設をつくったらどうだというような御意見だったというふうに思いますが、そもそもこの事業を計画する段階では、アパート牛舎といいますか、そういったものを増棟し

たかったわけですが、その目的だけではこの地方創生の拠点整備事業というものの採択がなされないということがありまして、ヒアリングをする中でそういう新規の方を町内外から呼び込むようなそういった施設にしたらどうだというようなことで、改めて研修センターという格好で事業採択がなされたということでございまして、このたびクラスター計画で、委員会資料にありますように、新たに牧場公園の敷地の中にアパート牛舎を増棟といえますか、計画しておるのは確かにあるわけですが、町内の中でも規模を拡大したいと思っておられる畜産農家の方は何軒かおられます。そういった要望もありますし、できれば研修センターで5年間経験を積んでいただいて、なお堆肥舎であるとか畜舎であるとか、そういうのを自分で建てようと思えば数千万単位の費用が要りますので、そういったことが困難な方はそのアパート牛舎のほうにそのまま移っていただくというようなことも1つのパターンとして考えられるわけですが、その5年後にアパート牛舎自体が、例えば建設したとして、どういう状況になっているかというのはちょっと今からでは想像できないわけですが、それまでに新たに規模拡大したい方が入られるというようなこともありますので、ただ、理想は研修センターで実習を積んで、経験を積んで、アパート牛舎のほうでさらに経営していただくというようなことが理想ではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 管理区域だとか、いろんなお話があったんですけど、そのことをきちっと明文化してほしいんですね。だから、それがこの条例規則に定めとは言いませんが、僕が多く言った内容をやっぱり飼養計画とか、要は規則以外にもこういう配慮せんなんだとか、そういうことをやっぱりきちっと書いてほしい。条例がほぼできてますからね、条例変えていうことはなかなか、まあ言おうと思わなけど。要はできる範囲の、いろんなあえて規制というか、そういうことをやっぱりクリアしてもらおう意味でも、きちっと書いてあげたほうがいいという気がしますね。

それから、理想的に研修センターをクリアしてクラスター事業のアパート牛舎、そういうパターンではいいと思います。ただ、やっぱりいきなり、アパート牛舎の中で周りの人による指導してもらってやるというほうが、大きな負担というか、施設を維持していくという、今後ずっとですよ、これが5年で終わる、10年で終わるじゃない、その施設ずっとこれから20年も30年もしていかなん。ある部分では、答弁にはなかったんですが、前の牧場公園の園長は、あそこを畜産団地にしたいと、将来的には。そんな発言もこの事業の中にあっただけです。畜産団地にするんだったら、余計丹土のほうがいいと違いますかいなという議論もしたんですけど。だから、答弁がいろいろ、まあどうしたら、その場においていただけるから、それをやっぱり確固たるというか、こうですということを明確にしながらしてほしい。僕、あのアパート牛舎大好きだし、結構注目浴びてきた事業だったと思いますし、そういう部分ではいい発想でやってきたことだと思いますので、ぜひあっちの活用を本当に、こんなこともあるからぜひと

いう。要は研修センター入る段階からそういうこともいい提案をしながら、やっぱり入ってもらおうようにしたほうがいいでしょうね。

研修センターについては、とにかく責任持ってフォローする人が、その業者もプロじゃないし、いろんな指導、アドバイスを受けるというものの、みんな自分とこの直の管理というか、守る施設というふうに多分思ってないね、協力仰ぐにしても。当事者はやっぱり町であるということ。実際、その手をかけるのはセンターに入ってくる人。その辺の十分なやっぱり認識のもとで運営してほしいという中で、あえていろんな質問しました。ぜひ、こういうことをきちっと運営してる人が理解し、運営できるように、あと残された道っていうの、飼養計画の中でどれだけ盛り込むかですから、いい計画なりをつくってもらって、順調に運営できますようお願いしときたいと思います。以上。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） おっしゃられるように、その使用に関して当然契約を結びますので、そういったところできちんと御指摘の点、明文化するようにさせていただきたいというふうに思います。

それと、責任持ってフォローする人が、確かに町もプロではございませんので、経験のある方を来年度当初予算には一定の報償費を払いながら指導に当たっていただくというようなことも考えておりますし、そういった方々の指導を受けながら、何とか順調に運営したいなというふうに思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。ありませんか。

12番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） 済みません、先ほど少し触れていただいたんですけど、但馬牛研修センターとありますので町の施設ということですけど、指導者とか責任者とかセンター長的な、常駐ではなくてもいいんですけど、そういったようなところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 説明の中で、最初のころにちょっと触れましたけども、指導体制というのはいろんな関係機関がかかわりながら、いろんなプログラムを組んでお願いしようというふうに思っております。特に、センター長ですとか、そういったものを定めるということは基本的には考えていないわけですけど、ただ、そういった知識なり経験のある方をお願いして、その方が、当然常駐ではないんですけど、不定期で指導なり相談に当たっていただくというようなことは考えております。あと、それ以外でもいろんな就農に当たって、いろんな悩み事とかそういうことがあろうかと思っておりますので、そういった部分においては、先ほど言いました農業改良普及センターですとか、JAですとか、畜産関係の団体もたくさんございますので、そういった方々の助言もいただきながらということで考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 9 1 号

○議長（中井 勝君） 日程第 7、議案第 9 1 号、新温泉町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長に説明させます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 今回の条例改正につきましては、先ほど町長が申しあげました地方分権一括法第 7 次の改正に伴いまして、公営住宅法の改正を行うものでございます。審議の都合上、審議資料の 2 4 ページをお願いいたします。2 4 ページには、新温泉町町営住宅条例の一部改正についてということで説明を上げております。

まず、1 でございます。条例改正の背景でございます。先ほど申しあげましたけども、地方分権一括法で、第 7 次でございます。平成 2 9 年の 4 月 2 6 日に第 7 次の地方分権一括法が施行されました。内容といたしましては、ちょうど 3 行目の後段に、認知症患者である町営住宅入居者の収入申告義務を緩和し、町が官公署保有書類の閲覧等によって把握した収入状況に基づいて、当該入居者の家賃を決定することができるというものでございます。また、中身につきましては、説明をさせていただきます。

次に、2 でございます。地方分権一括法とは何ぞやということございまして、毎年地方分権一括法の改正を行っておるところでございますが、今回の 7 次につきましては、平成 2 6 年より各地方に対して募集をされました意見をもとに、その中身を精査をいたしまして、当該案件に基づいて関係法令が整備されたものでございます。その中に公営住宅法が入っているということでございます。

3でございます。条例改正の主な内容ということで、(1)の、まず、改正前でございます。入居者の家賃というのは毎年、当町でありましたら9月でございますけども、収入申告に基づき決定をしております。そのためには、入居者が収入申告または収入状況の報告書を町が求めて、それに伴って家賃を決定するという。家賃なり、その条件というものを決定するということになっておりますが、当該入居者が申告に応じない場合、例えば、先ほど申し上げました認知症であったり、知的障害であったり、特に独居の方でございましたら申告することができないということになります。その場合は、町営住宅の近傍の同裡の家賃、つまり民間並みの家賃を適用するということになっておりまして、不利益があるということになります。当町ではまだ事例がございませんけども、都会の場合は独居で認知症になって、申告ができなくて、家賃が上がるということがあるようございまして、今回、地方分権一括法に伴いまして、その意見があったということで、今回改正をしているところでございます。改正後でございます。入居者が認知症患者、これは認知症だけではなくに、知的障害や精神障害やこれに準ずるものである場合におきましては、当該入居者が収入申告すること及び収入状況の報告に請求に応じることが困難な場合と認められたときには、町がその税務署であり、いろんな各署に出向きまして閲覧をして、その収入状況を把握することが町ができると、しなさいということで、それに伴いまして家賃を決定することができるというものでございます。それに伴いまして、認知症等によって家賃が上がるというようなことがなくなったということでございます。それと、(2)その他の改正点ということで書いてありますけども、この地方分権一括法におきまして、公営住宅の改正に伴いまして条例の条ずれが発生しております。それも同時に改正を行うものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。21ページにつきましては、その条例の現行と改正案をつけております。まず、13条におきましては、下線で引いてあります第10条が11条になります、これは先ほどの条ずれでございます。さらには、14条におきましても11条が12条に、それから15条におきましては、これは挿入でございまして、下線の部分でございまして、入居者からの収入申告がない場合には、「次条第1項ただし書きに規定する場合を除く」ということで、これにつきましては、先ほど申し上げました認知症等におきまして申告ができないという者を記入をしておるところでございます。

次に、22ページでございます。16条でございます。16条にただし書きという形の中で、「ただし、入居者が省令第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第39条第1項の規定により報告の請求に応じることが困難な事情にあると町長が認めるときは、この限りではない」ということでございまして、これが先ほど申し上げました認知症等によって申告等ができないということにつきましては、それは町長がそういう申告できない事情を認めるというものでございます。次に、2項におきましては条ずれでございます。3項におきましても、下線のほうに、同項ただし

書きの規定する場合にあっては、第9条に規定する方法ということで、先ほどの認知症の内容でございます。

次に、34条でございます。34条も、ただし書きの下線につきましても、家賃の計算方法を示すものでございまして、先ほど認知症等によって申告できない場合については、職員が調べるといってございすけども、それ以外で、認知症でない方が申告をしなかった場合については、その近傍の金額、家賃を計算して、それに準ずるといような内容でございます。そのための計算方法を明示をしておるところでございます。

次に、23ページでございます。42条、11条を12条、これも条ずれでございまして、43条におきましても、下線第11条を12条に、それから、57条におきましても、下線33条を47条にそれぞれ改正をするものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は公布の日から施行する。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 単純なことです。認知症患者等、これらの者に準ずる者というのは、どういうふうに誰が判定するんでしょう。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） これは保健福祉部門の方に問い合わせ、認定とかいろいろとあろうかというふうに思っております。それをもって町長が決めるという形になろうかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） そうなんでしょうが、明確にしておくことが必要になる場合があるのではないかと思います。いかがですか。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） これにつきましては、新たな分という形になりましたら、規則とかいう形の中で少しまた改正等は必要かというふうに思っております。今後について検討をさせていただきます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 9 2 号

○議長（中井 勝君） 日程第 8、議案第 9 2 号、新温泉町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新たに地域包括ケア病床を導入するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、公立浜坂病院事務長に説明させます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） それでは、条例の一部改正について御説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、提案理由として町長が申しましたように、新たに地域包括ケア病床を導入するための所要の改正を行うものでございます。説明の都合上、審議資料の 25 ページをごらんをいただきたいと思います。

新旧対照表をつけておりますが、左側が現行、右側が改正案ということで、改正部分をアンダーラインでつけております。内容といたしましては、第 3 条第 3 項の(1)、現在、一般病床 55 床とありますが、これを改正によりまして 49 床に変えていくものでございます。

次のページをごらんをいただきたいと思います。26 ページでございます。このたびの改正は地域包括ケア病床の導入に伴うもので、その概要につきましては記載のとおりでございます。まず、第 1 番目に、地域包括ケア病床とはどういうものかということでございますが、治療により状態が安定したが、退院するには不安がある方、もう少しの入院治療で改善が見込まれる方、この方たちを対象といたしまして、効率的な医療、看護、リハビリを行いまして、在宅復帰に向けた退院支援を目的とする病床でございます。導入目的としましては次の 3 点を上げてございますが、概要を申しますと、在宅復帰に向けた準備期間を確保すること。それから、病院経営改善を強化するものでございます。

2 点目の導入計画の概要であります。地域包括ケア病床の導入は 4 部屋 16 床としまして、入院期間は最大 60 日とします。

それから、経過観察が必要な患者、在宅復帰に向けてリハビリ、療養準備が必要な患者を対象としております。

4 点目の入院費用と自己負担額についてでございますが、地域包括ケア病床は定額ということで、入院基本料、投薬、処置、検査、リハビリ料を含んでおります。また、高齢者の自己負担額につきましては、所得に応じた上限額が定められているため、一般病

床利用者と自己負担額は変わらない、そういったような設定であります。参考までに、浜坂病院におけます11月の入院患者の年齢区分を見ますと、71歳以上の方が約9割を占めていることから、自己負担額が増加することはないというふうに判断をしております。また、参考として、地域包括ケア病床の定額の見込み額を記載しております。例えば入院14日までの金額につきましては3万800円、入院15日以降につきましては2万8,580円。その横のほうに平成28年度の浜坂病院の1日当たりの入院平均額として2万2,623円を記載しておりますが、その差額が単純計算として浜坂病院の1日当たりの収益増につながってまいります。

5点目としまして、施設基準については①から⑥まで記載のとおりでございますが、特にこのたびの病床削減に影響するのは④と⑤になります。④の病床の床面積、これにつきましては、1床当たりが6.4平米という基準がございます。⑤番の廊下の幅員については、両側居室の場合2.7メートル以上という基準がございます。この2点が原因となりまして、今回条例改正をお願いする病床数の削減につながるものでございます。

6点目の病床数の削減についてでございますが、①番としまして廊下の幅員基準。現行幅員が2.5メートルとなっております。基準が2.7メートルでございますから、矢印の一番最後、結果として208号、212号、213号、215号、この片側居室の4室が包括ケア病床の導入の可能な部屋となります。それから、②のほうですが、1床当たりの床面積基準、今現在の6床病室については、1床当たり4.8平米ということで基準の6.4平米を下回りますので、1病室6床のところを4床に変更いたしまして面積を確保したい。結果として、3部屋のマイナス2床ということで、6床を削減するものでございます。

7点目の地域包括ケア病床の導入スケジュールでございますが、12月、このたびの条例改正によりまして条例を改正をさせていただきます。その結果をもちまして、2月の許可申請、3月の認可、稼働という流れで進みたいというふうに考えております。

それから、27ページのほうには地域包括ケア病床の配置図（案）ということで掲載しております。右側の上の表には地域包括ケア病床それぞれの病室ごとの現行と改正後、増減ということで記載をさせていただいておりますし、右下のほうには現在の病室状況ということで、設置基準に合致するかどうかの判定の材料として表を記載しております。御清覧をいただきたいと思っております。

ここで、条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は平成30年1月1日から施行する。こういった形での条例改正のお願いとなっております。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 今回のケア病床導入計画については、病院改革プランに

載っていたことでしょうか。

それと、現在の病床稼働率はどれぐらいなのでしょう。当然、その中には今回のケア病床に入居される方も含んでの稼働率だと思うんですが、どの程度かということ。

それから、これをしたことよっての対外的な効果というのは何があるのかなという。ざっと資料を見る中では、単価がアップになるということがあったりしますから、内部的にはそうかもわからないけど、対外的にはどうなんだろう。例えば信頼回復、信頼がより増すとか、そんなことがあるかどうかと。

それから、もともと、僕の認識なんですけど、急性期治療により状態は安定したが、すぐに自宅に退院するには不安がある方、こういう方っていうのは、老健施設ささゆりが要は担っていた部分ではないのかなというひそかな疑問があります。

それから、病床数を55床を49床。今回、ケア病床が約3分の1になるんですね。3分の1になって、ええことづくめなのでしょう。病床数が減るということがマイナスかもわかんないけど、減るということ以外には弊害というか、それはないのかということ。

それから、従来から入った方は従来からのペースで入院しても、その人は特に問題、ごめんなさい、ちょっと言い方違うな。要は1日当たりの単価が違うという部分で、入院者みずからが選択できるかどうか。要は、ケア病床でなくて一般病床のほうがいい、僕は安いほうがいいから、そんなことが選択できるかどうかということも教えてください。

それから、この導入計画書の5番の施設基準の部分で、看護職員の配置13対1っていうのは、病院全体における13対1の割合で、1がケア病床の看護職員の率ということなのか。あとの2番、3番の1名、1名ってあるんですが、この辺は新規に募集なり人員の措置をするのかどうかということ、その辺を教えてください。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） まず1点目の、このケア病床の導入が改革プランの前提にあるかどうかということですが、こちらについては当然、包括ケア病床というのを意識しておりましたので、これを導入することによって患者の利便性の向上と、それから病院経営の改善に役立てたいといったような計画がありましたので、その前提ということで向かっております。

それから、2点目でございます稼働率の関係です。これは、11月末現在で55床のところは53.4%という稼働率で動いております。

それから、3点目にケア病床の効果ということでございましたけれども、浜坂病院、この4月から地域連携室ということで、例えば鳥取県立中央病院であったりとか、日赤、市民病院、あるいは豊岡病院と連携をとりながら、そちらの急性期病院のほうから退院を前にした人を受け入れて、浜坂病院のほうに入院していただいて、退院支援に役立てる、そういったような計画もしておりますし、また、最近言われております地域包括ケ

アシシステム、地域内での医療機関との連携、こちらについても連携が深まるんではないかなというふうに思っております。

それから、退院するには不安がある方、こちらについてはささゆりのほうが対応してたんじゃないかということなんですけれども、この包括ケア病床を導入するに当たりまして、当然、在宅復帰が目的なんですけれども、在宅先として自宅あるいはそういうささゆりというような老健施設があるわけですが、どちらになっても患者さんにメリットになるというのは、最大60日入院ができるこちらのほうだというふうに思っております。先日も、浜坂病院の入院患者さんの中で、そろそろ体調もよくなったので復帰先としてささゆりを希望された方があったんですけれども、この方についても今現在、空き病床がないということで、若干の日にちの猶予が欲しいというようなときがありました。今回まだケア病床は導入しておらんのですけれども、そういった方の患者の要望に応えることができるのかなというふうに考えております。

それから、弊害がないかという点がございましたけれども、こちらについても、今現在入院してて、体調の治療が進んで、それからさらにもう少し治療が必要だと思われる方が入れる病床ということですから、特に弊害はないというふうに思っております。

それから、選択できるかどうかということがあったかと思いますが、こちらにつきましては、基本的には、退院に向けてさらに60日延長して在院したいということがあれば、それらの希望にかなうわけですから、それらについては利用者の選択にお任せすればいいのかなというふうに思っております。

それから、看護職員の配置の13対1以上ということですが、これは一般病床も対応したところでの13対1ということですが、夜勤が2名以上というような条件がついておりますけど、いずれもクリアできるというふうに思っております。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） ちょっと補足させていただきます。診療所の関係が御質問があったと思うんですけども、今まで診療所を連携室の看護師が回らせていただいたときに、逆に診療所の先生から地域包括ケア、いつするんやというお言葉をいただいております。というのが、但馬は8つの公立病院がございます。そのうち、全ての病院が地域包括ケアをもう導入しようということと、もう既にしてるという実態があります。浜坂病院だけがちょっとおくれてるという状況がありまして、そういった意味では診療所の先生の期待感もすごくあるんだろうなと思います。

それと、先ほど事務長のほうから患者さんの選択によるのかということですけども、これ、あくまでも医師の判断です。ですから、患者さんがこっち入りたいよっていうことは言えません。医師がこっちへ入って状態をフォローしようという判断で、医師と看護師の連携ができて、それを説明させていただいて入っていただくということです。

それと、老健の話が1点あったと思うんですけども、老人保健施設のほうは介護、要介護度っていうのが判定で入りますね。ですから、病院の場合では要介護に該当してる

方は移行できるんですけれども、要介護にならない方がいらっしゃるんですね。その方はどうしてもやっぱり病院の中で生活していただくというか、一般病床から、13対1っていうのは24日の平均在院日数なんです。それを超えたら60日までいけるのかなというふうな判断で、メリットはたくさんございます。

収益についても、事務長のほうちょっと触れなかったんですけども、収益も1,000万以上のプラスになるかと思います。それと、理学療法士も採用していただくようになっております。4月1日から、1人、専従の理学療法士が病棟に張りつけて、地域包括ケアの患者さん、特にリハビリが必要な方、その方について1日何単位ということで規定を設けてやっていきたいというふうに思っていますので。今までずっと入院患者さんからの声っていうのは、もっと病院にいさせてほしいのに、何で退院させられるんやということがあったんですが、病院としてはやっぱり医療法だとか診療報酬の制度に乗っかってやらないと、いつまでもずるずると入院させると点数がどんと低くなったりとか、指導が入ったりしますので、平均在院日数24日というのを設けて、退院に向けて調整をしてるわけですけど、どうしてもやっぱり、もうちょっと在宅難しいかなという方もいらっしゃいます。そういったことが住民の皆さんに届いてないということもあったんでしょけれども、そういったニーズに今後お応えできるのかなというふうに思っていますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） ようわかりました。ええとこずくめで悪いところはないということでしたので、文句言うことないんですが、そんないいことだったら何でもっとはよせんのかなと。こんなこと言ったって、準備もありますから。

監査報告見れば、外来がとってもふえてますし、そういう分ではええ傾向だし、あと、入院が延びればもっともっといいなと思ってたら、こういう計画が出てますから、とっても大賛成ですが、ただ、計画でできたから、ああ、よかったよかったじゃなくて、参事が一生懸命大きな病院回りしたりとか、地域医師会なりにいろんな話をするなりの中で、このことをより、どこでもやってるかもわかんないけど、でも、うちの売りというか、そういう部分として、もっともっと営業活動なり信頼を深めることに使ってほしいなと、そういうことをちょっと要望として言っておきたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 1つ目の、早くしなかったかという点でありますけれども、予定としては、何とかことしの秋以降でも導入したいなというふうな思いがあったわけですけども、参事が先ほど説明いたしました包括ケア病床導入に際しては、理学療法士の設置というのが基本となってまいりますので、それが年度内の確保ができなかったということで、来年に向けては採用予定ということで予定ができましたので踏み切ったというところでございます。

それから、もう一点ですが、先ほど申しました4月から地域連携室というのを設けて

おりますので、ここの担当看護師とあわせて、参事、私も含めていろいろ外郭の、外の病院、鳥取であったり、豊岡病院、それから町内の開業医の先生のところ、そういったところにお邪魔をいたしまして連携をとりながら、患者の受け入れの連携をとっていきたい。また、町民向けといたしまして、広報であったりとかいろんなどころでこの地域包括ケア病床のほう、どんどんPRをして御利用いただくように、そういった努力を続けていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 大変何か収入もふえ、バラ色のような計画ですけども、先ほど吉野事務長から説明の中で、地域内の医療連携が進むと、これによって。その内容はどういう具体的な内容でしょうか。美方郡の医師会なり、それから新温泉町の医師会、こういったとこととの連携が今は一体どういう状況になってるのか。実際にお医者さんの紹介するのは鳥取の医療機関なりが多いわけで、そういう傾向がこれによって変わるわけですか。どうですか、その点は。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 医師会の先生の関係ですけども、先ほど申しましたように、地域包括ケアいつするんやというふうな声をたくさんいただいているのが現実ですけども、あくまでも先生方が浜坂病院選ばれるか鳥取選ばれるのかっていうのと、患者さんがどう考えていただけるのかなということにかかってくるかなと思うんですね。我々としては患者さん引っ張ってくるわけにいかないんで、ある程度、先生との連携を保ちながらやっていく。連携というのは、今現在できている連携ですけども、CTを一昨年更新していただいて、そのCTも税金で買ったというか、購入させていただいたので、地域の先生方も使ってくださいよということで、レントゲン技師が各先生方のところに行って、CTだけ撮影しますよと。読影もつけてお返ししてるというふうな関係で、皆さんが耳で聞いているよりは、かなり連携ができてると思うんです。そんなに医師会の先生というのは、院長しか今、医師会に入ってません。施設の院長っていうのは公費で医師会に入れるんですね。ほかの先生っていうのは、医師会っていうのは個人なので、自分で医師会費払わないと入れないわけです。そういった意味では、なかなか短期間の先生が自分で自腹を切って医師会に入るっていうことは、まずないと思うんです。どこの病院もそうだと思うんですけども。そういった意味では、院長が代表して医師会の、今年明けにも会議やりますし、いろんな意味での会議も参加していただいているので、少しずつではあるんですけども、充実はしてきてると思います。私はそういうふうに認識をしております。そういったことです。

ということで、鳥取のほうに行くか、うちのほうに行くかっていうのは基本的に患者さんが選択されるかということなので、PRも続けていきたいと思えますし、これから年明けに申請をするんですけども、2月に許可申請をしていきますけども、この間に

パンフレットをつくって、ずっと医師会の先生方に回っていこうと思います。特に豊岡の医師会も回らせていただこうかなと思ってますので、豊岡の先生方もかなり、香美町の方だとか、新温泉町の方が患者さんで向こうに行かれていますので、そういった方を地域包括ケアのほうに、またコマーシャルさせていただくと、紹介いただけるのかなというふうに思っています。

香住病院もことし4月でしたかね、地域包括ケアをもう既に稼働させているので、香住のほうの方は香住の病院のほうに入られるのかなと思ってます。ただ、強制はできませんので、うちを選んでいただければうちかなというふうに、そんな連携もしてます、各病院とも。事務長とも、事務長会議っていうのが但馬の、よくありまして、先週も但馬の公立病院の8人の事務長が集まってうちの保健センターのほうで会議をしていますし、情報交換かなりしてますので、そういった意味ではよくなっていくのかなと。バラ色のことではないかもわかりませんが、バラ色というよりも、質が上がってきた病院になりつつあるのかなというふうに思っています。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ぜひ、私は医者で紹介するから鳥取に行くわけで、患者さんのほうからどこどこに行かせてくださいって言うような話はなかなかないんです。そういった点では、町民の信頼を得ると同時に、要は開業医なり、そういったところとの本当に信頼を得ていかんと、再建問題を考えるときにはそのことも一つはネックになってるんです。私もいろいろと、この前ちょっと開業医の方とお話する機会があったんですけども、いわゆる訪問看護ステーションなんかの廃止なんかについたって、何にも予告なしで、ついこうしますよということが新聞発表であったんだと。こういうことについても、きっちりやっぱり説明をする必要があると違いますがという声も実際に出てきてるわけで、そういう、土江参事はいろいろと接触を保ってるって言われるけども、現実にはそういう医師からそんな声が出てくるわけですからね。だから、そうすると私だって、ああ、これは本当に勝手な判断で、病院なら病院の勝手な判断で訪問看護ステーションをもう閉鎖をしますということをやられたんかなと。やっぱりそういうことについても、常日ごろからきっちりと取り組む必要があると思うんです。当然、選択するのは患者かもわからんけども、医者の言ったことに例えば逆らうような方はおられんわけで、そういうこともきっちり考えてやっていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 議員御指摘のとおりであります。これまでから開業医との連携というのはなかなか難しいところがありまして、うまく進んでないところもありますけども、先ほど参事が申しましたように、これから頻りに足を向けたりして情報交換する中で、連携を深めていきたいというふうに思っております。

それから、訪問看護ステーションの廃止について連絡がなかったようなことで発言いただいたわけですがけれども、実は訪問看護ステーション閉鎖に先立ちまして、7月に私

と訪問看護ステーションの担当看護師のほうで、各それぞれの開業医さんのほうは回らせていただきまして、事情も説明をさせていただきまして、利用者の方が困らないように、次の方ができるまではきちっとフォローしますよ、そういったような内容のお話をさせていただきました。その後、また改めて総看護師長も御挨拶に回っているというふうに思っておりますので、それは何かのうまく連絡がついてないことがあったかもわかりませんが、とりあえず浜坂病院訪問看護ステーションとしましては事前のお願いということで、関係する開業医の先生方については御挨拶に回ったという経過がありますので、そちらについては御理解をお願いしたいと思いますし、今後、地域の開業医の先生方とは連携を密にして、ますます信頼の獲得に努めたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 今、事務長がお話ししましたように、訪問看護ステーションの休止につきましては、7カ月前から我々動いてるということです。医師会の先生にも回りました。確かに、どなたかからわかりませんが、医師会の先生が怒ってるという話は聞いたことがあります。ただ、7カ月前から動いて怒ってるというのは、恐らくですけども、どこかでそんな情報が伝わったんだろうなと思うんです。ですから、病院としては7カ月前から先生方に説明をして、地域の皆さん、患者さんにも、利用者の方にも個々に訪問してさせていただいてますので、決して医師会の先生を無視して勝手にやったということではないというふうに御理解ください。よろしく願いします。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） それはわかりました。

事務長なり参事にお聞きしますが、それでは、7カ月前から、要は看護ステーションについては廃止の方向だっただけで動いておられたってことですか。ここに改革プランありますけども、新改革プランの作成はことしの2月ってことで、もう即あれですか、これつくってから、要は看護ステーションを廃止するっていうのは、その後すぐに着手をしたということによろしいね。その事情を説明してください。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 改革プラン、2月でしたですね。それ以降に院内ですっというんな改革っていうか、どうしていったらいいかという話がありました。そのときに、看護師が非常に公募しても応募がないという実態がございまして、そういった部分で、水面下で議論をしていたと、どうしようどうしようという話で。それで、まとめていこう、医師会とでスケジュールをずっと立てていったということなので、その辺は特に問題はないのではないかなというふうに思ってます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

2番、太田昭宏君。

○議員（2番 太田 昭宏君） この病床の16という数字、16床というのが出てるん

ですが、これの算定基準というか、それを教えていただきたいと思います。16がこの病院として、人員として、ニーズを考えてマックスの数字なのか、あるいは何かの基準を満たすための16なのか、その辺の基準背景を教えてください。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 当初、この地域包括ケアを考えたときに6床ぐらいでいいかなというふうな、ちょっと数字も余り安易な考え方でやってたんですけども、理学療法士を1人採用しないといけないということが出てきたんですね。これがやっぱり人件費としたら500万近くは出てくるんだろうと。6床で500万人件費を引くと、収益上がるけど人件費にとられてしまったら何をしてるかわからないということがあって、いろいろとそろばんをはじいていく中で、16床というのが出てきたわけでございます。近隣の病院でも6床から始めて、今10何床というふうに、やっぱり収益も目的としていかないといけないな、患者サービスもさらなる、患者さんもそうですけども、収益も考えてやらないといけないということで16床が、今、平面図を出してますけども、この部屋を面積で考えるときに、これが一番今現在マックスなんですね。これ以上にしようと思うと、改装が要るのか、それとも1人部屋を地域包括ケアにしてしまうのかということなんですけども、16床でこれがマックスで、1人理学療法士入れるのでマックスでスタートしてみようということでございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第93号

○議長（中井 勝君） 日程第9、議案第93号、田井公園整備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、田井公園整備工事の請負変更契約を締結

するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 先ほど町長が申しあげましたように、田井公園整備工事の請負変更契約の締結に当たり、議会の御議決をお願いいたすものでございます。説明の都合上、審議資料の28ページをごらんください。

変更理由といたしましては、本工事は本年5月18日に入札しまして、議会の御議決をいただいた6月20日に本契約を交わしたところでございます。当初、取り壊し建築物壁面の仕上げ塗材は石綿含有調査対象外でしたが、入札契約後に国、県からの通知により石綿含有調査の対象となりました。このことによりまして、外壁部分の塗材を分析しましたところ、外壁コンクリートと仕上げ塗材から石綿が検出されました。このため、石綿含有塗材が使用された部分については適切な石綿飛散防止対策措置及び適切な処理及び処分が必要となり、その経費が増額となるものでございます。

2番目の変更内容といたしましては、取り壊し建物の外壁のうち、石綿含有塗材使用部分351.1平方メートルについて、適切な石綿飛散防止対策及び廃棄物処理を行うために必要な経費の増額を行うものでございます。

資料の29ページと30ページに対象となる石綿含有塗材の部分着色してお示しております。コンクリートの壁面を平滑にするために仕上げ塗材を施工した部分でございます。着色の濃淡は、濃い着色が奥側、薄い着色が手前側の壁面を示しております。着色していない部分の外壁につきましては、主にALC、軽量気泡コンクリートの外壁で、この部分には石綿は使われてないというようなことでございます。

3番が変更金額でございます。今回の石綿含有塗材の処理に要する経費は446万7,960円です。当初の請負金額3億5,748万円と合わせた変更後の金額は、3億6,194万7,960円となります。工事期間につきましては、今回の変更は工期内で施工が可能であるため工期の変更は行わず、平成31年3月31日までとしております。

議案第93号本文に返っていただきまして、契約の目的が田井公園整備工事、契約の方法は随意契約、契約の金額は446万7,960円で、全体額は3億6,194万7,960円となります。契約の相手方は株本建設工業株式会社、代表取締役社長株本寛となります。以上、よろしくお願いいたします。

○町長（西村 銀三君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第94号

○議長（中井 勝君） 日程第10、議案第94号、財産の取得についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、公共工事等の促進に寄与する新残土処分場を建設するため財産を取得したいので、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 昨年より用地買収にそれぞれかかっております。昨年は農地、平地の部分を承認いただきました。本年度につきましては、山地の部分について契約がまとまりましたので、報告と承認をお願いするものでございます。それでは、説明の都合上、審議資料の31ページ、平面図をお願いいたします。

ちょっと縮尺が大きくてわかりにくいとは思いますが、まず、この図面が事業地全体のものでございまして、真ん中の黒く塗ってある部分が昨年用地を承認いただきました、黒い部分が昨年でございます。本年度におきましては、その周りの山で、赤いハッチの部分が——の所有、それから、左側に青いラインが入っております、これが——が所有をしておるものでございまして、下の表を見ていただきたいと思っております。29年度取得予定ということで、畑1、原野1、山林3、合計5筆となっております。今回の契約におきましては、畑の1、39.46平米以外のもの全て今回お願いするものでございます。なお、畑1、39.46平米につきましては、昨年からお願いをしておるところでございますけれども、相続が困難地ということでもあります。土地の管理者及び相続者の承諾は得ておりまして、ただ、相続について同意をいただけてないということで、使用の承諾につきましては、それぞれ承諾をいただいております。場所につきましては、ちょうど真ん中に青い小さい2ミリほどの四角いものがあります。上の点線で囲ってあります緑の部分がそれを拡大したものでございまして、下のほうに、真ん中に小さいのがあると。これが畑39.46平米でございまして、

先ほど申し上げました、使用につきましては承諾を得ているところでございます。

この表の中に昨年の面積が入っておりませんが、昨年は、上から行きますと田が146、畑が2、原野1、山林1、合計150筆でございまして、トータルで3万2,347.78平米となります。全体では19万5,220.3平米となるものでございます。

本文に返っていただきまして、別紙でございまして、まず、土地取得先でございまして、

住所、美方郡新温泉町

〃氏でございまして、財産の所在地につきましては、戸田字和泉谷526番の1でございまして、2.7平米でございまして、次に、同じく戸田字和泉谷527番、原野で340.49平米でございまして、次に、同じく戸田字和泉谷689番2でございまして、山林でございまして、4,236.99平米で、〃から譲り受ける土地につきましては、4,580.18平米となります。

次に、新温泉町〃氏と契約をしております。土地の所有につきましては、新温泉町戸田和泉谷689番1、山林でございまして、15万8,252.88平米でございまして、本年度トータルでございまして、財産の規模といたしましては16万2,833.06平米でございまして、取得金額が2,819万6,404円となります。以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） ただいま説明いただいた中で、まず1つ目、今回取得されるための金額の単価根拠を、既買収部分との比較を含めて教えていただきたいと思っております。

2番目に、〃の土地についても所有権移転登記は難なく可能かどうかについてお聞きしたいと思います。

もう一つ、今回買収されない部分についてなんですけれども、一応使用を承諾得られているということでお聞きするんですけれども、基本的に使用するということについては、万一の場合は原形復旧ということが求められるのが原則ではないかなと私は考えるんですけれども、ここを利用するのが残土処分ということで、そこを埋め立てて土が高々と盛られた状態で、この狭い面積を原形復旧せというようなことが求められると、大変負担が生じる可能性があると思われるんですけれども、そのあたりについての将来にわたっての見通し等、どんなふうにお考えかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） まず、土地の単価でございまして、山林が平米当たり170円でございまして、それから、田及び畑は1,670円でございまして、昨年と同額でございまして、それから、〃の土地につきましても、今年度登記、昨年も農地につきましてもお願いしておりますし、山林の部分につきましても一部〃の土地がございましたので、

それも登記完了をしておりますし、本年度も引き続き登記完了はできるということでございます。

それから、未登記につきましては、まず、残土処分地にするということで了解を得ております。それから、相続者につきましても、相続という形の中で、人間関係ということではあろうかというふうに思っておりますけども、その相続関係者でわざとこの部分について主張することはないだろうという話ではありますけども、そういうながらも、今後におきましても町のほうといたしましては町有地をお願いしたいということで、今後につきましてもその努力はしていく都合でございます。使用承諾は得たから、じゃあほっておくということではございません。以上、よろしくをお願いしたいというふうに思っております。（発言する者あり）

ですから、原形復旧におきましても、あくまでも今回は相続がまだ完了していないということで使用承諾を得ておりますけども、土地につきましては、引き続き登記のお願いをしていくということでございます。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 最初の御説明の中で相続困難という表現をされたので、ちょっと私は心配するところです。使用についても契約をされると思うんですけども、その中で、例えば原形復旧については免除されるとか、そういったものが盛り込まれているのであればよろしいかなと思うんですけども、この利用の仕方が、ただ盛っていくのか、例えば通路になってるとか何か、原形復旧が可能なものであれば全然問題ないと思うんですけども、そのあたりについては慎重に処理をお願いしたいなということと、単価についてお聞きしたんですけど、この単価が決定された根拠についてお聞きしたかった、それはあわせてお聞きしたかったので、それを追加で御答弁いただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） まず、土地の関係につきましては、鑑定士によって計算されたものでございます。それを根拠にこちらのほうで修正をかけたというふうに思っておるところでございます。

それから、土地におきましては、残土が全部上がりましたら平地になるわけでございます。別に道路をつけるとかいうことではございません。その中で、町のほうとして利用計画ということになりましたら、また違ってくるかというふうに思っておりますけども、今のところは土を盛り上げてそのまま平地にするということの計画でございます。ただ、先ほど申し上げましたけど、中央に個人の土地が少しでもあるということでございませぬので、それは引き続き用地買収をお願いしたいということでございませぬし、所有者につきましても、残土処分地としての承諾でございますし、今後、税の免除についても手続をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 先ほど私が心配したっていうことをお伝えしたと思うんですけども、原形復旧というのはあくまで原形復旧ということになる可能性があるわけで、盛って平らだからそれでいいというのは、地権者の方、要はこの相続について何らかの、この買収について対応いただけてない方のことかなというふうに感じておるんですけども、そこについて困難という表現されてるものですから、ただ、移転の努力ではなくて相続ができるかどうかというところが一番困難な要素かと思しますので、そのあたりについての御認識をしっかりとって御対応いただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 土地につきましては、残土処分地として使用することについては承諾をしておるわけでごさいます。今の現状が変わるといことも認識をいただいております。ただ、相続につきましては家族間、親戚間の感情的なものがあって、相続については判を押せないけども、その土地の所有、使用、それから形状変更も含めて、残土処分地にすること自体は承諾するというごさいます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 2 時 2 0 分休憩

午後 2 時 3 5 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

日程第 1 1 議案第 9 6 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 1、議案第 9 6 号、平成 2 9 年度新温泉町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成 2 9 年度新温泉町一般会計予算に補

正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括の順に行います。まず、歳出及び給与費明細書について質疑をお願いします。6ページから最終ページまでであります。質疑をお願いします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 6ページの企画費で補助金で地域おこし協力隊起業支援と、具体的などういう事業を立ち上げられるのか、その内容。それから、いわゆる補助金のどういう形で根拠にして出されるのか、その点をお尋ねします。

それから、10ページの北但行政事務組合か、それとも、11ページにプラスチック製容器包装こん包固形燃料化、こういう事業が入っておりますけども、先ほど環境福祉の委員長の報告で、このプラのごみの関係で苦情が来ると、北但から。その具体的な内容はということなんですか。これは、たしか今年度から始まった、いわゆる北但に移行したという事業だと思うんですけど、その2点、ちょっと聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） まず、地域おこし協力隊の起業支援でございます。どのような形で起業されるのかということで、ただいま起業を目指している方の聞き取りを行っております。スポーツと教育による人材育成ということで、学習塾のような形を想定しているということでございます。また、補助金の支払いにつきましては、町の補助金交付要綱に従って補助金を支払いいたします。また、地域おこし協力隊につきましても、国の交付税措置が行われるという、起業支援に交付税措置が行われるということで、町のほうにおきましても、29年の4月に交付要綱を策定しまして、それにのっとって経費を助成していくというものでございます。とりあえず経費につきましては、設備だとか備品だとか、それから土地の賃貸借、それから、例えば借家であれば改修するような経費、そういったものも対象になるというようなことで進めております。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） この10月からプラスチック製容器包装について北但にお願いしているわけなんですけど、このプラスチック製容器包装の専用袋の中に、プラスチック製品とプラスチック製容器包装を混合されている利用者の方、町民の方がおられるというようなことで、プラスチック製容器包装の中にプラスチック製品そのものが入っていたりというような苦情でございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） プラの問題ですけども、なかなかこれまでずっと業者に任せて、パルプのいわゆる燃料っていうんですかね、パルプを溶かす、そういうための

燃料に使ったように思うんですけども、このプラとプラ容器包装と、なかなかちょっと難しいんじゃないですか。これまでからこういう事例はあるんですか。いわゆるそういう混合したものが出とったとか、そういうことはあるんでしょうか。皆さん、いろいろと一生懸命袋に入れておられるんですけども、実際になかなかそこら辺のところ、容器とそれからプラという分け方がなかなかわからないということがあるんじゃないですか。そこら辺のところをどう、これまで町民に徹底をするために、どんな対策をとられてましたか、それを聞かせてください。

それと、もう一つちょっと関連で聞きたいんですけども、資源ごみの回収のときに、要は写真を撮って、今、回覧で間違った部分についていわゆる町内に回覧をすると。この前、私も湯区の中を回覧をされてる、どこどこで撮りましたと、何々と何々がちょっと、これは違いますよとかそういうことが写真入りで回覧をされてるんですけど、これはあれですか、浜坂地域でもやられてることなんですか。その点、ちょっと聞かせてください。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） プラスチック製容器包装というのは、製品そのものではなくて、製品を包んでいるのがプラスチック製のものをプラスチック製容器包装と申しまして、プラスチック製品、例えば洗面器であるとか、お風呂の椅子であるとか、ああいふのはプラスチック製品でして、そのものが商品というようなことでございますので、あれはプラスチック製品で、プラスチック製容器包装ではないというようなことでございます。この10月からのごみの一部切りかえに関しまして、たくさん集落、各それぞれ回らせていただいたんですが、その際にも必ず、このことは町民皆様にわかりにくいというふうに認識しておりますので、説明させていただいてきたところでございます。また、今後におきましても、広報等で住民周知を図ってまいりたいと思っております。

それから、明らかなプラスチック製容器包装でないものがまじっていた場合は、ちょっと注意喚起の意味もあって、外からさわって明らかに、例えばプラスチック製の風呂の椅子が明らかに入っているというような場合は、これはプラスチック製容器包装ではございませんというようなことで、回収しないというようなことを業者には指導いたしております。ですから、浜坂地域におきましても、プラスチック製容器包装とプラスチック製品は違うというようなことで、そういうような指導をさせていただいているというようなことでございます。以上です。（「写真」と呼ぶ者あり）

写真につきましては、ちょっと浜坂地域での写真の報告というのは確認はいたしておりますが、業者にはイエローカードで内容を詳しく書いて、そのごみ袋に添付して、それで出された方にどこがどう違うのかをお知らせするというようなことをしているというふうに聞いております。写真につきましては、ちょっと確認していません。以上です。

○議長（中井 勝君） 今までも間違いがあったんですかっていう。

○町民課長（谷田 善明君） 若干あった、あるときもあると思います。ただ、今回、今までは境港で全て燃料化してましたので、多少のプラスチック製品、例えば細かく割ったプラスチック製品などが入ってたとしても、そのまま固形燃料に変わるわけですから問題なく出せたんですが、今回は北但では容器包装リサイクル協会という、そういう容器包装の協会に出すものですから、容器包装の協会に入っていない、容器包装の協会の対象外になりますので、プラスチック製の製品は。ですから、そういう椅子とかについてはもう受け取ってもらえないということで、プラスチック製容器包装に関する選別については、きちんとする必要がより生じてきたというふうに考えております。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 何かえらい難しくなったってことですね。（発言する者あり）いやいや、そういうことでしょ。要は、これまでだったら、ここに書いてあるのは固形燃料化って書いてますよ、これ、たしか。燃料化処理業務。あなたの言ってる、何か溶かしてあれするっていうのは一緒じゃないですか、これ。これとはまた別ですか。協会に入ってるから、北但が、こういったことについて極めてちゃんとしたことやれっていうことでの指導が来ると。だったら、これまでどおり民間に任せたほうがいいんじゃないですか。皆さん、そんな今さら、そういった細かいことをやるような大変な業務なんですよ。

それから、もう一点、写真の件は、例えば蛍光灯を出すときに、ネオボールだとかそういうあれとか、それから電球が入ってたり、蛍光管の中に、そういったことを写真に撮って、温泉地域は回覧で回しとるんです。それについては町民からは、何か犯人捜しをしてるんですかっていうことの話が来てるわけです。そういうやり方を浜坂地域もやっておられるんですかっていうことです。多分やっておられないと思いますよ、浜坂は。町内で1つの統一したやり方をしてなかったらだめじゃないかってことが言いたいわけで、その点はどうですか。

○議長（中井 勝君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） そのこの11ページの補正のところに書いてありますプラスチック製容器包装こん包固形燃料化処理業務というのは、これは業務用ですから事業系、一般家庭でなくて事業所が出されるプラスチック製容器包装につきましては、新温泉町独自で事業所の営業活動を保護していこうということで、北但では受け取っておりませんので、新温泉町のリサイクルセンターで受け取っております。これは今までどおり境港で固形燃料としてやっているというようなところがございます。ただ、一般家庭から出ますプラスチック製容器包装につきましては、今回、金属でアルミとスチールを一本にして飲料缶にしました関係で、リサイクルセンターの設備の関係から、どうしてもよそで処理をせざるを得ないというようなことから北但にお願いしたというような経緯でございます。

それから、あと、難しくなったんじゃないかなという御指摘がございましたが、今ま

でと全く同じでございます。今までから、プラスチック製容器包装につきましては、製品を包んでいる、製品を包装する、それがプラスチックのものについてプラスチック製容器包装の袋に入れてくださいと。包んでいたり、また、製品を保護したりする、そういうようなものにつきまして、プラスチック製容器包装の袋でお願いしてきたところでございますので、今までと、10月からやってるところと何ら変わるところはございません。

それから、写真につきましては、温泉の業者が熱心に、より地域の方にわかりやすいようにと思って工夫してやっていただいているものというふうに認識しております。浜坂につきましては、先ほど言いましたように、イエローカードで内容を記載してそのことをお知らせするというような方法ですが、写真に撮るというのも有効な手段じゃないかなというふうに感じておりますので、浜坂の業者でもそれができるかできないか、できれば同じようにやっていったほうが、より町民の皆様にはわかりやすいんじゃないかなと思いますので、今後、検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） 18ページの学校給食費なんですけど、これ、以前から、中学校の給食なんですけど、夢が丘中学校は卒業給食にステーキを食べさせるということがあったんですけど、現在、浜坂中学校はいまだに卒業給食にステーキを食べるっていうことはないみたいなんです、ぜひ今回、町長も教育長もかわられたということで、これは統一されてはどうかかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 牛肉が大変高いですけど、ちょっと考えます。教育長と相談します。教育長、答弁。

○議長（中井 勝君） 教育長。

○教育長（岡田 耕治君） 今、町長が申しましたとおり、相談させていただきますけども、ふるさと教育を本町教育として上げてるわけでございます。食っていうのもその中に入れさせていただくのは過日申し上げたとおりでございますし、給食というのはその最たるもの、ましてや卒業給食というのは私はその仕上げであるというふうに思っておりますので、まだ課題はあろうかと思っておりますけれども、部内、また関係機関と相談をして、よりいいものにしていくべきだなと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 3番、岩本修作君。

○議員（3番 岩本 修作君） ぜひ、二、三保護者の方から、うちの息子、娘にステーキを食べさせてあげたいという要望を何件か聞いてますんで、ぜひ、いい検討のほうをお願いしたいと思っております。

○議長（中井 勝君） いいですね、答弁は。

そのほか。

1 番、池田宜広君。

○議員（1 番 池田 宜広君） やめようと思ったんですが、今の教育長の答弁で課題があるということが出ました。夢中の今までの卒業給食の経過、浜坂中学の卒業給食の経過、ちょっと教えてください。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） これまでの経過ということで、夢中におきましては、PTA等の支援もあってそういうステーキの給食をしてきたという経過があるというふうに思います。浜中におきましては、今までからそういう提案がある中で、例えば輸送の問題、あるいは食事をするスペース、人数とのかかわり、そういったことで、今、教育長が申し上げた課題があったということで、浜中におきましてはバイキングというふうなことでこれまで実施してきたというふうに理解をしております。

○議長（中井 勝君） 1 番、池田宜広君。

○議員（1 番 池田 宜広君） そうでしょうね。町長もかわられました、教育長もかわられました。いろんな課題というのは、やっぱりお金じゃないかなというふうに思うところもあるんです。だから、私の一般質問にもありましたように、保護者との連携、協力、いろんなことを勘案して、夢が丘中学校に関しては現状のままでいけばいいと思いますし、浜坂中学校の卒業給食に関しては、子供の希望もあっての現状だということも御認識をいただきたい、そのように思います。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 池田議員の今御指摘にもありましたように、これまでの浜中での経過と、そういった御意見もあろうかと思しますので、それらを踏まえた中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

1 5 番、中村茂君。

○議員（15 番 中村 茂君） 簡単なことですが、1 3 ページ、林業振興費、負担金補助交付金、緑の少年団の運営費が上がってます。緑の少年団の今の実態を教えてください。

それから、1 5 ページ、土木費、道路橋梁新設改良費の部分の業務委託料、町道浜坂諸寄漁港線取合道路調査設計業務、塩谷のところの道がずったか何か、それで新しいルートとして車が通る道でしょうかね、これをつくるというような説明だったと思います。もともとある道はどういうふうな復旧なり、どういうふうな利用をしていくのかなと、それを教えてください。

○議長（中井 勝君） 緑の少年団。

仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） この緑の少年団の関係につきましては、町内の小学校

の5年生、6年生を対象として募集をして活動しているものでございますが、予算の関係上、削減しておりますけれども、実績として加入の生徒が少なかったということに基づいて減額するものでございまして、現在、ことしの5月時点ですけど、加入の実態は123人ということでございます。これにあわせて指導者も26名が加入していただいて、いろんな基本的には校内の緑化活動ですとか、そういったものに活動していただいている、それに対する補助を行っているというものでございます。あわせて、活動に伴う保険料、緑の少年団安全会の定める保険料というのがございますので、保険料なんかも負担させていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 予算説明のときも申し上げたというふうに思っております。現道の諸寄から塩谷に行く道路につきまして昨年の9月に落石があり、調査をした結果、道路区域外、山でございますけれども、の部分に相当浮き石があって、それが頻繁に道路に落ちてくるということが前提であります。それを、浮き石等につきまして処理をしようとするれば、2億程度の金額がかかると。それが今も少しずつ風化をしておりますので、10年から15年たてば、また新たなものが出てくるんだらうという予想を立てておるところでございます。その代替というわけではございませんけど、ちょうどトンネルとトンネルの間、塩谷の海水浴場に緊急用でおりの道路をつけております。これ、何で緊急用かといいますと、今の178なりの下にボックスカルバートを設置しておりますけど、背の高い車は通れません。ユニックつきのトラックが通れないということ、それから救急車も通りにくいということで、トンネルとトンネルの間からおりの道路をつけております。ただ、緩和車線もございませんので、危険な道路だというふうには認識しておるところでございます。それを、緩和区間をつくって回りやすくして下におりの道路、今の現道の道路をもう少し改良しておりやすくするというところで、常時車がおりの道路ではございませんけど、おりやすい道路をつくるということと、もともとトンネルとトンネルの間には道路の下に2メートル50のボックスカルバート、歩道のための隧道をつけておりますので、歩行者はそちらのほうでトンネルを抜けて隧道をおりていただければ海水浴場に行けるということで、今現在は今の現道、ですから、諸寄から塩谷に抜ける古い道路について廃道を考えておるところでございます。地元も協議をさせていただきましたけれども、そんなに現道に対して固守するものではないという意見を聞いておるところでございますけれども、最終的な判断につきましては、この測量なり図面を描いて、また、この年度がかわって図面ができ次第、また説明をさせていただくということで、協議は今のところそういうところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） ということは、塩谷については現道は廃止の方向ということ。

それから、少年団ですけど、123名って結構たくさんおられるなって気がするんだ

けど、5年生だけでいえばもっともっとほかにもいるんですかね。一学年それぐらいじゃないのかな。いずれにしても、こういう事業に子供たちを参加させるというか、僕はいい事業と思ってますから、そういう分では学校なりとよく連携して、効果の上がる緑の少年団であってほしいなと要望しときます。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 町内の小学校全て、6校ありますけども、5年生、6年生が大体250人程度、生徒数になります。それに指導者が30人ということで当初は計画しとったわけですけど、それが加入が、指導者を含めて123人というような実績でございます。これ、多いのか少ないのかという問題もありますけど、この補助事業の趣旨といいますのが、緑を守り育てるっていうような心を生徒の中で育むというようなことを目的にしておりますので、先生である指導者を中心として、そういった奉仕活動であるとか緑化活動であるとか、そういうことを活発にやっていきたいというふうに、これからは学校のほうと連携をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） 済みません、ちょっと僕の聞き間違いかもわからんですけど、ちょっと二、三点お願いいたします。

1点目は、8ページの18の備品購入費のところですけども、庁用器具費ですけども、30年度の療育センターの分のというふうな説明を聞いたように思うんですけども、ちょっとこの療育センターとはどういうものなのか、ここに使う療育センターはどういうものなのかということをおちょっと教えていただきたいと思ひます。

それから次に、17ページの学校管理費の中の工事請負費で、西小学校の特別支援学級というふうなことで工事請負費が上がるとという説明受けたんですけども、この特別支援学級の概要がわかりましたら教えていただきたいと思ひます。

それと、同じページの7の先人記念館費ですけども、修繕料が10万円上がってますけれども、説明では21号台風の、神棚と裏木戸というふうな説明がありましたけど、この神棚が、こういうものに公費を使ってもええのかどうかということをおちょっと。以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） まず、8ページの18の備品購入の関係でございます。現在、豊岡のほうにございます北但療育センターのほうで1市2町で委託をお願いして、児童発達の子供たちの治療と、また、療育等を指導等をしていただいております。現在豊岡にあるセンターでは、もう児童発達の部分の利用される方だけで手いっぱいな状態っていう部分でございまして、30年度からは学校終了後の放課後デイの部分、旧豊岡の奈佐幼稚園を利用して対応することになりました。豊岡に、新温泉町も香美町もな

かなか利用できにくいという部分がございます、香美町と新温泉町は出張所を設けるといふうなことでございます。現在の旧病院の裏にあります保健センターを利用して、月2回でございますが、放課後デイを開設をさせていただくという運びの、そのための備品を、マットとかそういうのを購入させていただくための庁用器具費でございます。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 小学校費の工事請負費の関係でございますが、これにつきましては、議員御指摘の浜坂西小学校、特別支援学級には知的、それから肢体不自由、それから自閉・情緒等の種別があるわけでございますが、現在、知的ということで使っておる教室を、来年度、新1年生に肢体不自由の1年生が入学するというので、その部屋をアコーディオンカーテン等で仕切る、また、そのほか必要な改造のための工事請負費でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 失礼します。補正をお願いして先人記念館の神棚、社の修理ですけど、先人記念館におけます神棚にしろ、仏壇にしろ、特に展示物の一つということで考えておまして、そこに仏壇であれば魂とか、神棚につきまして神様、宇都野神社が来て拝んでいただくということはありませんので、一般的にいう神社等に公的に補助するというものでもなく、展示物の一つということで考えておりますので妥当かというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようであります。

では、次に地方債、4ページから、歳入、事項別明細書、5ページまでについて質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、次に総括質疑をお願いします。総括です。いいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

○議長（中井 勝君） お諮りします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもちまして散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

次は、12月20日水曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後3時09分散会
